

# A Guide to Financial Support for Higher Education Students in 2006/07

The Department for Education and Skills (DfES)  
The Government of U.K.

## 1. 序

この冊子は 2006・07 年度においてイングランド出身の学生の就学補助の為に作られたものである。イングランド出身であれば、就学地域がイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドのいずれでもかまはない。

また、この冊子はガイドラインを示す事を目的としており、全ての状況に対応するものではない。個別のより詳しい情報が必要な場合は、該当する地域の学生就学補助オフィス (LA) (地域によってはステューデントローンカンパニー<SLC>) や大学に問い合わせる事。

この冊子の中で「大学」とは、就学しているあるいは就学する事を予定している高等教育機関であって、カレッジ、ユニバーシティ、あるいは新任教員トレーニング機関 (School-Centred Initial Teacher Training: SCITT) を意味している。

p 6

2006 年度における主要な変更

- **新しいローン奨学金はフルタイム学生の授業料をカバーする**

新規にローンの貸与を受ける学生及び既に貸与を受けている学生は、授業料納入を「授業料学生ローン (Student Loan for Fees) を利用することで延期することができ、大学を離れた後、年収が £15,000 を超えてから納入開始を求められる。ローン奨学金に不適格な学生は就学開始以前か就学中に請求をうける費用の全てを支払う義務がある。

- **ユニバーシティ及びカレッジは年間 £3,000 までの授業料を学士課程の学生に対して課す事が可能になる**

将来の授業料の上昇は、少なくとも 2010 年まで、物価の上昇割合を超えるものとはならない。授業料はコースによって、また機関によって異なる (現学生とギャップイヤー (gap-year) 学生は授業料に対し £1,200 の分担を引き続き求められる。

- **低所得階層出身の新入学フルタイム学生は年間 £2,700 までの生活給付金が利用可能**

## になる

この給付金は家計収入に基礎をおり返済する必要はない(現学生には£1,000までの高等教育給付金が引き続き利用可能である)。

- 「収入補助」や「住宅取得給付金」といった種類の補助をうける資格を有する新入学フルタイム学生は年間£2,700までの特別支援給付金が利用可能になる

この給付金は通常、一人親、子供を持つ学生、ハンディキャップを有する学生の為のものである。特別支援給付金は家計収入に基礎を置き、返済の義務はないが、特別支援給付金と生活給付金の重複受給はできない。

- 生活費補助目的の学生ローンの増額は学生の基礎的な生活費支出を支援するためである

増額の中で最大のものは、ロンドンで生活する学生や最終学年の学生の支援目的のものであって、現学生と新入学の学生の両者に適応可能である。

- 大学独自補助 (Bursaries)

ひとつのコースに対し年間£2,700以上の授業料を課しているユニバーシティやカレッジは、コース所属の一定の条件を満たす学生に対し返済義務のない独自の支援を提供しなければならない。例えば、上限である年間£3,000の授業料を要求する場合、生活給付金や特別支援給付金の満額である£2,700補助対象となっている学生に対して最低£300資金を提供しなければならない。ただし、大方の機関では£300をはるかに超える補助がなされており、2006-07年度における独自補助の平均は£1,000にのぼると予想されている。

p 7

- 学生ローンのキャンセル

学生ローン(授業料あるいは生活支援、またはその両方)を2006年度かそれ以降に初めて利用する学生が、大学を離れてから25年後にローン債務の未払い分を残している場合、政府がその未払い分全額をキャンセルする

- 他の変更

**パートタイム学生**：パートタイム学生の為の授業料給付金は増額された。例えば、フルタイムの75%かそれ以上の就学をしているパートタイムの学生には、£1,125の年間給付金と£250のコース給付金が提供される可能性がある。また、大学によってはパートタイムの学生に対して独自の授業料補助を提供している場合もある。

**新任教師トレーニング (Initial Teacher Training: ITT) コース**：2006-07年度に ITT コ

ースを開始した学生は、ギャップイヤーの例外規定に当てはまる学生を除いて、新入学生とみなされる

**就学経験に関する規則：**通常、就学コースに対する支援は、「該当コースの通常の就学期間に1年を加え、そして過去に高等教育で就学支援を受けていた期間を減じた期間」分だけ利用することができる。

**遠距離学習：**フルタイムの学士課程学生に対する支援はハンディキャップの為に通学する事が不可能な学生も、その対象に加えられるようになった

**年齢制限：**学生生活ローンに関する年齢制限は60歳までとなった。50・54歳までの学生は就学終了後に仕事に戻る事を証明する必要はなくなった

**独身の独立家計学生：**2006年9月より、新入学の独身独立家計学生の家計調査は他の新入学の学生と同様になされる

p 8

## 2. 応募期間と方法

フルタイム・パートタイムの就学補助に対する応募は新入学の学生か現学生かによって異なる。パートタイム学生は3章を参照すること。

### ステップ1

現学生はステップ2からとなる。新入学生はステップ1も対象となる。

大学に入学願書を送付したらすぐに就学補助のことを考え始めるべきである。大学に入学が認められるまで就学補助の応募を待つということはないように。就学補助に応募した後進学先に変更がある場合は、地域の学生就学補助オフィスにその旨を問い合わせればよい。

### ステップ2

**新入学学生：**地域の学生就学補助オフィスから就学補助の願書を取り寄せるか、インターネットから直接応募してもよい。

**現学生：**1999年かそれ以降の就学を開始し、既に就学補助に応募していたなら、新しくなった就学補助の応募方法に関して通知があるので、学生から問い合わせる必要は無い。

### ステップ3

新入学生・現学生

必用事項を漏れなく記入の上、就学補助願書を送付する。

ローンに応募するのであれば、必ず国民保険番号を提供する事

p 9

#### ステップ4

応募締め切り期日

応募要綱上で家計状況の報告をしない事を選んだ新入学・現学生 2006年4月28日

他の現学生 2006年5月26日

他の新入学生 2006年6月30日

応募期日を過ぎたばあい、学期初めからの補助の提供は確約できない。

#### 学期開始後の応募

新学期開始後の応募は、学期初日から9ヶ月以内でなければならない。例えば、2006年の秋学期の場合、2007年の5月31日まで応募が可能である。

応募要綱の事務処理・審査に通常6~8週間かかる。審査を通過し補助が決定された学生には、学期の開始とともに学生の銀行口座に補助資金が振り込まれる事になる。ただし、大学が学生のコースへの就学確認が終了した3日後まで振込みはなされない。

ローンを利用する場合は、資金は直接大学に支払われる。

p 10

### 3. 就学補助の種類

注意：就学補助パッケージは学生が旧システムの学生であるか新システムの学生であるかによって異なってくる。

**新システム学生：2006年9月から就学を開始する学生**

**旧システム学生：いくつかの条件があるが、例えば**

2005年から2006年にギャップイヤーをとっており、かつ2005年8月1日までに国立大学から2006-07年度の学籍を保持する確約を受け取っている

新システム学生も旧システム学生も「授業料」と就学中の「生活費」に対する補助の対象となる、ただしいくつかの補助（たとえば大学独自奨学金 < bursaries > ）は新システム学生のみに対応される場合もある。

補助の種類	新システム学生	旧システム学生
授業料補助	×	
授業料補助ローン		

生活給付金		×
高等教育給付金	×	
学生生活ローン		
大学独自奨学金 < bursaries >		×
ハンディキャッパーの為の追加補助		
扶養家族保持者への追加補助		

p 1 1

### 新システム学生の為の補助

要旨：このセクションは 2006 年 9 月かそれ以降に就学を開始するフルタイムの新システム学生に対する補助について扱う。

#### 授業料：

2006 年 9 月より、英国の大学は新システム学生に対して年額 £ 3,000 までの授業料を課すことができるようになった。授業料は就学するコースや機関によって異なる。この後の授業料の上昇は物価上昇率の枠内であることが予定されている。スコットランド、ウェールズ、及び北アイルランドの大学は異なる授業料額を予定している。

イングランドに居住し、大学教育を以下の地域で受ける学生	授業料の上限			
	1 学年： 2006 07	2 学年： 2007 08	3 学年： 2008 09	4 学年： 2009 10
イングランド	£ 3,000	£ 3,000	£ 3,000	
ウェールズ	£ 1,200	£ 3,000	£ 3,000	
スコットランド	£ 1,700	£ 1,700	£ 1,700	£ 1,700
スコットランドでの医学部	£ 2,700	£ 2,700	£ 2,700	£ 2,700
北アイルランド	£ 3,000	£ 3,000	£ 3,000	

2006 07 年度以外の授業料は物価上昇率により変動する可能性がある。

#### 授業料に関する支援 授業料学生ローン

2006 年 9 月より、学生は就学開始前あるいは就学中に授業料を納入する必要がなくなった。代わりに、新しくなった授業料学生ローンに学生が応募すれば、ステューデントローンカンパニー (SLC) が大学に授業料を納入する。学生が大学を離れた後で、年収が £ 15,000 を超えた時点で、学生にローンの返済開始を求められる。ローンに対する利子は物価上昇率の幅に抑えられる。

適格対象	2006 年に大学で就学を開始する新システム学生
------	--------------------------

補助額	授業料相当額であるが、年間 £ 3,000 を超える事はない(特別な場合 £ 1,500)
提供方法	大学に直接
返済義務	学生はローン返済義務を負う。ただし、大学を離れた後年収が £ 15,000 に達するまでは返済は猶予される。年収 £ 15,000 を超えると、年収の 9%分を返済に充てる事になる。例えば、年収 £ 18,000 (大卒平均年収) の場合、返済額は一週間あたり £ 5.19 である。

p 1 2

### 生活給付金 (Maintenance Grant)

2006 年 9 月かそれ以降に就学を開始した新システム学生の為に、新しくなった生活給付金が導入された。約半数の新生が全額あるいは一部給付金を利用できるようになると予想している。生活給付金の上限が年間 £ 2,700 であるが、給付額は学生の収入と家計の総収入によって異なる。生活給付金には返済義務がない。

適格対象	2006 年に学士課程で就学を開始する新システム学生	
補助額	補助額の大小は家計収入に基づき、地域の学生就学補助オフィス (LA) や場合によっては SLC が算定する。以下はおおよその目安	
	<b>家計収入</b>	<b>補助額</b>
	£ 17,500 以下	満額補助の £ 2,700
	£ 17,501 £ 37,424	一部補助
	£ 37,425 以上	補助なし
	低所得層出身の学生の生活費補助の一部は返済不要の生活費給付で支援がなされるので、こうした学生に対する返済義務の有る学生生活ローンの利用額は減額される。具体的には、給付額が £ 1,200 までの生活給付金に対して、給付額が £ 1 増額するごとに、利用できる学生生活ローンは £ 1 減額される。	
提供方法	3 分割：学生生活ローンと同様に学期初めに支給される	
返済義務	無	

p 1 3

### 特別支援給付金

新しくなった特別支援給付金は 2006 年 9 月かそれ以降に就学を開始する新システム学生の中で、家計状態調査の対象となる給付金 (収入補助や住宅取得給付金) の受給に適格性を有する学生の為に用意された。通常、一人親、子供を持つ学生、ハンディキャップを有する学生の為のものである。書籍代、実習器代、旅費や育児費用といった様々な就学に必要な

な経費をカバーする。給付額・家計収入基準と補助額の関係・給付方法は生活給付金と同じである。給付額によって学生生活ローンの利用額が左右される事はない。現学生やギャップイヤー学生は特別支援給付金の対象から除外される。また、生活給付金とのダブル受給はできない。

### 大学独自奨学金 (Bursaries)

大学が自校の学生の為に独自に提供する就学支援金である。

年間 £2,700 以上の授業料を課している大学は、生活給付金や特別支援給付金の満額である £2,700 を受けている学生が特別支援給付金を受けている学生に対し返済義務のない独自の返済義務のない給付金を提供しなければならない。方法は様々であって、例えば現金や授業料減免である。

適格対象	低所得層出身の新システム学生。生活給付金の満額を受けている学生は最低限度額の大学独自奨学金 (bursaries) の受給を保証される。
補助額	機関による。最低でも、授業料と生活給付金の満額 ( £2,700 ) との差額以上、あるいは授業料と特別支援給付金との差額以上の給付金を受け取ることができる。従って、年間 £3,000 の授業料を要求する場合、生活給付金や特別支援給付金の満額である £2,700 補助対象となっている学生に対して最低 £300 資金を提供しなければならない。ただし、大方の機関では £300 をはるかに超える補助がなされており、2006-07 年度において、£3,000 の授業料を課している大学での典型的な bursaries は £1,000 となる予定である。
提供方法	機関による
返済義務	無

p 14

### 旧システム学生の為の補助

要旨：このセクションでは、就学開始時期に関わらず旧システムに属する学生に対する支援について紹介する

### 授業料

2006 07 年度において、旧システム学生に対する授業料の上限は £1,200 である。授業料の全額あるいは一部の補助を給付されるが、支給額は税引き後の手取り収入によって左右される。

学生の出身家庭の手取り収入	給付額
£22,560 未満	授業料相当額

£ 22,560    £ 33,532 の間	授業料の一部相当額
£ 33,533 以上	無

### 授業料学生ローン

2006年9月より、旧システム学生は就学開始前あるいは就学中には授業料を支払う必要がなくなることになる。

就学前・就学中に授業料を納入する代わりに、新設された授業料学生ローンに応募すれば、SLCが必要な授業料を大学に直接支払うことができるようになった。学生にローンの返済義務が発生するのは、大学を離れた後で収入が£15,000に達してからである。ローンの利子は物価上昇率の範囲何に限定される。

適格対象	旧システム学生で2006年以前に就学を開始している者
補助額	授業料相当額(£1,200)以内であれば制限はないが、授業料相当額と給付支援金の差額である事が予想される
提供方法	直接大学に支払われる
返済義務	有。ただし、大学を離れた後年収が£15,000に達するまでは返済は猶予される。年収£15,000を超えると、年収の9%分を返済に充てる事を求められる。例えば、年収£18,000(大卒平均年収)の場合、返済額は一週間あたり£5.19である。

p 15

### 高等教育給付金

高等教育給付金は高等教育に関わる費用軽減の為の給付金である。給付額は家計収入によって左右される。

適格対象	旧システム学生で2004年かそれ以降就学を開始した学生	
補助額	£ 50    £ 1,000	
	<b>家計収入</b>	<b>補助額</b>
	£ 15,970 以下	満額補助
	£ 15,971    £ 21,954	一部補助
	£ 21,955 以上	補助なし
提供方法	3分割：学生生活ローンと同様に学期初めに支給される	
返済義務	無	



**全学生を対象とした支援**

要旨：このセクションは旧システム・新システムの両学生が対象となる支援について紹介する。

**学生生活ローン**

生活費支援（例えば、住居費、食費、衣服費、交通費 など）を目的としているローンであって、利子は物価上昇率の範囲内に抑えられている。

適格対象	就学開始時に 60 歳以下である学生																
補助額	<p>以下に示す表は 2006 07 年度における学生の利用限度額を示している。これらの利用限度額は大学での最終学年では減額されるが、それは卒業後の夏期休暇にはローンが適用されない為である。</p> <p>学生生活ローン上限額（2006 07 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸費額（満一年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両親と別居しロンドンに居住する学生</td> <td>£ 6,170 まで</td> </tr> <tr> <td>両親と別居しロンドン以外に居住する学生</td> <td>£ 4,405 まで</td> </tr> <tr> <td>両親と同居（ロンドンとそれ以外の全ての地域）する学生</td> <td>£ 3,415 まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸費額（最終学年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両親と別居しロンドンに居住する学生</td> <td>£ 5,620 まで</td> </tr> <tr> <td>両親と別居しロンドン以外に居住する学生</td> <td>£ 4,080 まで</td> </tr> <tr> <td>両親と同居（ロンドンとそれ以外の全ての地域）する学生</td> <td>£ 3,085 まで</td> </tr> </tbody> </table>	貸費額（満一年間）		両親と別居しロンドンに居住する学生	£ 6,170 まで	両親と別居しロンドン以外に居住する学生	£ 4,405 まで	両親と同居（ロンドンとそれ以外の全ての地域）する学生	£ 3,415 まで	貸費額（最終学年）		両親と別居しロンドンに居住する学生	£ 5,620 まで	両親と別居しロンドン以外に居住する学生	£ 4,080 まで	両親と同居（ロンドンとそれ以外の全ての地域）する学生	£ 3,085 まで
貸費額（満一年間）																	
両親と別居しロンドンに居住する学生	£ 6,170 まで																
両親と別居しロンドン以外に居住する学生	£ 4,405 まで																
両親と同居（ロンドンとそれ以外の全ての地域）する学生	£ 3,415 まで																
貸費額（最終学年）																	
両親と別居しロンドンに居住する学生	£ 5,620 まで																
両親と別居しロンドン以外に居住する学生	£ 4,080 まで																
両親と同居（ロンドンとそれ以外の全ての地域）する学生	£ 3,085 まで																
提供方法	SLC による 3 分割（学期初めの支給）。学生の銀行口座に直接振り込み																
返済義務	有。大学を離れた後、返済義務が生じる（詳細はセクション 7 を参照）																

**通常より就学期間の長い専攻コースに属する学生に対するローン**

通常より就学期間の長い専攻コースに属する学生には、年間 30 週（更に短期休暇を加え）を超えて就学が必要な期間の為に、収入基準ベースの追加支援が用意されている。例えば、12 ヶ月の間に 45 週間の就学期間が必要な学生には、追加支援として就学期間が 52 週間であるとして計算された資金が提供される。

<b>追加支援ローン額（追加一週間毎）</b>
£ 98（ロンドン居住）
£ 77（ロンドン以外の居住）
£ 51（両親と同居）

### 海外留学をする学生のローン

専攻コースの必需要件として海外での就学期間が少なくとも8週間以上求められる学生には、海外就学のための追加支援が用意されている。2006-07年度において、海外就学ローンの最高額は£5,255である（最終学年での海外就学の場合£4,570）。

p 18

### 子供や成人を扶養している学生

扶養家族を抱えている学生には追加支援が用意されている。

名称	育児支援給付金（Childcare Grant）
適格対象	育児支援の対象となる事が認められた子供を扶養しているフルタイム学生。学生本人が配偶者（あるいはパートナー）が歳入関税庁（HM Revenue and Custom）から working Tax Credit の育児支援分を受け取っている場合には、この給付金の受給資格はない。育児支援給付金は学期中及び休業中とも給付される。
補助額	給付額は学生本人や子供の収入レベルによって左右される <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子供一人：週£148.75まで（育児費用の上限を週£175として、その85%まで）</li> <li>• 子供二人以上：週£255まで（育児費用の上限を週£300として、その85%まで）</li> </ul>
提供方法	SLCによる3分割：学生生活ローンと同様に学期初めに支給される
返済義務	無

p 19

名称	就学両親手当（Parents' Learning Allowance）
適格対象	扶養対象となる子供を抱えるフルタイム学生の就学関連の費用の支援
補助額	年間£1,400まで 給付額は学生本人と家族（子供、配偶者など）の収入レベルによって左右される。
提供方法	SLCによる3分割：学生生活ローンと同様に学期初めに支給される

返済義務	無
------	---

名称	歳入関税庁の養育費税控除 (Child Tax Credit form HM Revenue and Custom <HMRC>) 扶養対象となる子供を抱えている学生は歳入関税庁の養育費税控除が利用できる可能性がある。養育費税控除 (Child Tax Credit) を満額受けている場合には (ただし、勤労者税控除 <Working Tax Credit> は受けていない)、子供の学校での食費が無料となる。
適格対象	子供をもつ学生は、子供が就労しているか就学しているかに関わらず、養育費控除 (Child Tax Credit) の申請ができるようになった。養育費控除を受けるには、学生本人が 16 歳以上であって、16 歳未満の子供の養育に責任を負っているか、16 19 歳で高等教育以外の学校教育にフルタイムで就学している子供の養育に責任を負っている などの条件がある。子供が 1 歳未満かハンディキャップをおっている場合には、養育費税控除は増額される。
補助額	補助額は状況によるので、詳細を知りたい場合は 08451 300 39001 に問い合わせる事
提供方法	毎週あるいは 4 週間毎に、歳入関税庁から学生の銀行口座に直接振り込みがなされる。

p 2 0

名称	成人扶養家族給付金 (Adult Dependents' Grant)
適格対象	扶養対象となる成人を抱えるフルタイム学生。つまり、学生のパートナー (2005 年以降の就学生の場合、パートナーは同性も含まれる) かあるいは家族の中のいずれかの成人が、学生に経済的に扶養されている場合、学生は成人扶養家族給付金の対象となる可能性がある。
補助額	年間 £ 2,455 まで 給付額は学生本人と成人扶養者の収入レベルによって左右される。
提供方法	SLC による 3 分割：学生生活ローンと同様に学期初めに支給される
返済義務	無

### ハンディキャップ者や特定学習困難者 (specific learning difficulties) に対する支援

学生がハンディキャップをおっていたり、特定の学習困難を伴っている場合には、ハンディキャップ学生手当 (Disabled Students' Allowances: DSAs) が利用できる。詳細については、専用の案内を参照すること。

ハンディキャップや特定の学習困難の為に学生の就学期間がより延長されるべきであると、LA（場合によってはSLC）が納得しなければならない。

身体的・精神的にハンディキャップを負っている場合には、医療機関による証明が必要である。

特定の学習困難を被っている場合にも、読み書き能力を測定結果を提出しなければならない。また、測定を16歳以降に受けていない場合には、再び測定をしなければならない。LAやSLCは診療や測定に関わる費用を負担しない。

p 2 2

### パートタイム学生に対する支援

詳細は「Financial Support for part-time students in higher education: Guide for 2006/2007」を参照のこと。

名称	授業料給付金・専攻コース給付金			
適格対象	パートタイムの学士課程在籍者で、少なくともフルタイムの50%相当の科目登録をしている者。年齢制限はないが、学生本人やパートナーの収入は適格判断の規準となる。例えば、扶養者を抱えていない一人暮らしのパートタイム学生の場合には、収入が£25,645を超えなければ、一定額の給付金を受ける事が可能である。既に学士号を有している学生は対象外となる。			
補助額	2006 07 年度では、専攻コースで要求される勉強量（科目登録）の差によつての給付金支援が異なる。			
	<b>要求される勉強量 （対フルタイム）</b>	<b>授業料給付金 の上限額</b>	<b>専攻コース給付金 の上限額</b>	<b>給付金総額</b>
	50% 59%	£ 750	£ 250	£ 1,000
	60% 74%	£ 900	£ 250	£ 1,150
	75%以上	£ 1,125	£ 250	£ 1,375
応募方法	応募要綱をDFESからえることができる。応募要綱はLA(場合によってはSLC)に送付する事。			
提供方法	授業料給付金：SLCによる大学への直接納入 専攻コース給付金：SLCから学生へ直接給付			
返済義務	無			

パートタイム学生を対象とした他の支援としてパートタイムでハンディキャップを持つ学

生への給付金がある。

給付金よりも授業料が高い場合には、追加支援を受けられる可能性もあるので、各大学に問い合わせる事。

p 2 5

#### 4 . 支援に対する適格審査と返済方法

要旨：応募要綱上に学生が提供した情報を基に、LA（場合によってはSLC）が夫々の学生に対して適当な支援方法と支援額を決定する。

##### 支援に対する適格性

要旨：授業料補助ローン、学生生活ローン、生活給付金に対する適格性の条件を紹介する。条件は以下の3つに分類できる。

- 個人の適格条件
- 専攻コース関連
- 大学機関関連

##### 個人の適格条件

個人の適格性における3つの判断基準は

- 居住地要件
- 就学経験要件
- 年齢要件

##### 居住地要件

専攻コースの第1年目の第1日目に3つの条件を満たしている事が重要である。

- 第一年目の第1日の直前3年間にイギリス（UK）の通常居住者（ordinary resident）であった
- イングランドの通常市民である
- 1971年に定めた移民法の範囲内でイギリスに居住していた(居住身分:settled status)

注1：秋学期開始 9月1日 冬学期 1月1日 春学期 4月1日 夏学期 7月1日

注2：通常市民とは継続的で通常の居住を選択しており、短期間の例外を除いて3年間を通じて生活目的の居住している

あなた自身または家族が一時的に海外に暮らしていた為、イギリスを離れていたのであれば、イギリスでの通常の居住が妨げられたとは判断されないだろう。しかし、フルタイム

で就学するためにイギリスで暮らしていて、それ以外ではイギリスを離れているのであれば、通常の居住者であるとは認められない。

p 2 6

居住地要件は非常に複雑であり、居住地要件を満たしていなくとも、就学しているコースは授業料補助ローン、学生生活ローン、生活給付金の対象となっている場合には、これらの支援を受けられる可能性がある。詳しくは、対応した DfES のウェブを参照すること。

EU 国民（EU 国民の子供）である場合には、イギリス人学生と同等の授業料補助ローンを利用できる可能性がある。

### **就学経験要件**

支援は、「該当コースの通常の上学期間に 1 年を加え、そして過去に高等教育で就学支援を受けていた期間を減じた期間」分だけ利用することができる。

現学生は、2006 年 8 月 31 日の時点まで就学していた専攻コースのための支援パッケージは利用可能であるし、コース終了までに必用であるなら、追加の支援も用意されている。

いくつかの補完的な支援を除いて、支援を受ける資格が満期終了してしまった学生には通常追加支援は行われない。ただし、イギリスの大学からまだ優等学位を受けた経験がない学生、または特定分野の職業免許につながるコースで就学している学生（医師、歯科医師、獣医師、建築家 など）に対しては、学生生活ローンの継続利用は認められる。

p 2 7

以前就学していたコースでは、収入レベルが高く授業料にたいする支援を受けられなかったとしても、公的資金からの支援を受けていたとも言える。つまり、授業料に対する学生貢献分は実際に授業にかかる平均的な費用の約四分の一にしかならず、授業料全額を納入したとしても、不足分は公的資金で賄われているのである。こうした要因の為、支援を拒否される可能性もある。また、私立大学で就学していたとしても、専攻コースが何らかの公的資金を受け入れている場合には、支援を拒否される要因となりうる。

### **専攻コースを離れる、または新しい専攻コースに編入する**

現在就学しているコースの支援に関連する規則は、編入先のコースや将来就学するコースでの支援額に影響を及ぼす可能性があるため、専攻コースの完了を待たずコースを離れる場合や編入をする場合には、在学中の大学と LA（状況によっては SLC）の担当者に通知し十分話し合わなくてはならない。

編入先や将来就学するコースが、現在所属しているコースよりも高額授業料を課している場合には、追加の授業料学生ローンを利用できる可能性もある。

## 年齢要件

### 学生ローンの利用

授業料学生ローン：年齢制限は無い

学生生活ローン：就学開始時点で60歳未満であれば、学生生活ローンの利用できる可能性がある。50歳～54歳の学生が就学終了後に就職する意思がある事を示す必要は無くなった。ローンの返済

2006～07年度に初めてローンを利用したなら、学生がコースを離れた4月から後25年間の間に未払いとなったローンの債務残額の全ては、政府によってキャンセルされる。

注意：学生ローンを既に利用していて、2006年度から更にまたローンを利用するとしても、「25年キャンセル」のルールは両方のローンに適用される。

授業料給付金：年齢制限は無い

## 専攻コース関連

学生個人だけではなく、専攻コースも公的支援の対象として適格である事が求められる。コースに関する適格要件の代表的なものを以下に示す：

- フルタイムコース（新任教師トレーニングの場合はパートタイムも可）
- イギリスの国立大学(publicly funded UK college and university)・特定の私立大学・特定の学校群で提供されるコース
- 学士号コース・学士号準備コース(foundation degree)等の学位取得のコース
- 政府公認の卒業証明や免許状(DipHE, HND, HNC等)の取得コース
- GCE アドバンストレベルよりも高いレベルの職業資格試験の準備コース
- パートタイムコースで少なくとも一年間の就学を要するコース（ただし、フルタイムコースで同じコースを就業した場合よりも2倍以上の就学期間を要しないこと）

p 28

学生によっては学士号準備学年(foundation year)での学習の為、通常よりも長い就学期間を必要とする者もいる。学士号準備学年とは、大学入学に必要な資格を有しているが、ある特定コースに対する通常の入学には準備不足である学生の為の準備期間として設定されているものである。以下の2つの条件を満たせば、学士号準備学年は就学支援の対象となる：

- 学士号準備学年が専攻コースの重要な一部を構成し、専攻コースも全体として学生支援規則 2006 に準拠している
- 学士号準備学年の入学が専攻コース終了に向けての入学である

### **遠距離学習 (distance learning) ハンディキャップを持つ学生**

フルタイムの学士課程学生でありハンディキャップの為に授業に参加することが不可能であっても、通常のフルタイム学生への支援と全く同じもの（交通費を除く）を受ける事ができる。

### **大学機関関連**

学生個人が支援に対する適格性を有していることが認められると、LA（場合によっては SLC）は、学生の専攻するコースが適格であるかを審査しそして就学機関が適格であるかを判断する。国立大学で適格要件を満たした専攻コースで就学をする場合には、学生支援規則によって学生は自動的に支援の対象となるが、支援額は家計収入の算定結果によって左右される。

### **私立大学の新システム学生**

適格要件を満たした専攻コースを私立大学で学習している新システム学生は、授業料全額の納入に責任をおうが、家計状態の調査（means-test）によらない授業料納入の為にローンを £3,000 を上限として利用できるかもしれない。私立大学の授業料には上限が定められていないので、£3,000 のローンを利用してはなお授業料全額をカバーできない可能性がある。

### **私立大学の旧システム学生**

適格要件を満たした専攻コースを私立大学で学習している旧システム学生は、LA（場合によっては SLC）が提供する £1,125(2006-07年度)の授業料支援に応募する事ができる。この支援に対し家計収入の審査は行われませんが、私立大学が £1,125 以上の授業料を課す場合の不足分の支払の責任は学生が負うことになる。

p 29

上記のように、私立大学で就学をする学生にも支援を受けられる可能性があるが、国立大学での学生と異なり、私立大学の就学そのものが自動的に支援の対象となるというわけではない。

### **支援額の算定（全学生対象）**

要旨：このセクションは LA（あるいは SLC）において支援額算定プロセス考慮される代表



的な要因を紹介する。

## 家計収入

LA（あるいはSLC）は、家計収入に関連して以下の2点をまず考慮する：

両親に経済的に依存しているか、いるなら両親の収入はどれ程か

両親から経済的に自律していて、学生のパートナーが存在する場合、パートナーの収入はどれ程か

収入に関する主な要因（全学生対象）

ほぼ全ての給付金と一部の生活ローンの支援金水準において家計収入は重要な要因である。従って、給付金や生活ローンの受給に興味があるなら、応募要綱に学生本人と適格審査に関連する家族メンバーの収入の情報を提供することが求められる。収入に関する情報の提供をしなかった場合でも、生活ローンの利用限度額が通常の上限額の75%までとなるが、授業料支援に関連するローンに対する制限はない。

## 学生本人の収入

学生の支払額は、収入額とどこから収入が発生しているかによって左右される。LA(あるいはSLC)は新年度の間に予定されている本人の収入総額を尋ねる。新年度中の予定総収入とは、課税対象となる収入の全てである。LA（あるいはSLC）はその予定総収入から以下の項目に関連して発生する収入を除外する。従って、除外された収入は支援の適格判断に影響を及ぼさない。

- 専攻コース就学中に就く一時的なあるいはパートタイムの仕事（休暇中、週末、夜間に就く仕事を含む）から発生する収入
- 個人年金・勤労者用企業年金（payments into an employer's pension scheme that qualify for tax relief）
- £1,050（学生に経済的に依存する子供がいる場合）

p 30

## 家計収入

両親と、規定に該当するパートナーの収入を報告する事が求められる。ただし、以下の場合はその限りではない：

- 独立家計の学生
- 両親の収入状況に影響されない支援の利用のみを希望している

通常、LA（あるいはSLC）は前年度の税引き前の両親の収入を考慮する。ただし、今年度の税引き前収入が大幅に下落するのであれば、LA（あるいはSLC）に今年度の数字を考慮する

ように依頼する事ができる。両親の収入を、学生本人の収入に加えて、家計収入を求める。家計収入を基にして、LA（あるいはSLC）は、学生が生活給付金や特別支援給付金の給付対象となるか（新システム学生の場合）、あるいは高等教育給付金の給付対象となるか（旧システム学生の場合）を審査する事になる。また、家計収入によって、教育費・生活費に対する両親のあるべき貢献額もLA（あるいはSLC）によって算定される。

## 両親の収入

収入状況に応じて、両親も学生の生活費支援への分担が求められる。

学生が両親の扶養を受けているなら、両親の収入は考慮の対象となる。両親が別居、離婚、寡婦（寡夫）の場合、学生が通常同居している親の収入が対象となり、同居していない親の収入は考慮から除外される。

### 旧システム学生に関連する家計貢献分

LA（あるいはSLC）はまず旧システム学生の両親の（税金と国民保険料を控除した）手取り収入から、以下の手当を除外する：

- 両親の個人年金・勤労者用企業年金 (payments into an employer ' s pension scheme that qualify for tax relief)
- £ 1,050 (扶養の対象となる子供をもつ場合)
- £ 1,050 (両親自身が学生の場合)

こうして、両親の手取り収入から該当する収入を除外した後、学生の収入と足し合わせ、家計収入を算定する。算定額によって以下に示す家計貢献分が決定される：

家計収入	家計貢献分
£ 22,560 未満	無
£ 22,560	£ 45
£ 22,560 より上	£ 9.50 の家計収入の上昇につき £ 1 の貢献分増加。例えば、家計収入が £ 24,000 であるなら、貢献分は £ 45 + £ 152 = £ 197

以下に示す表は家計貢献分の例を紹介している。第一行（横列）には、家計が授業料の貢献分として £ 1,200 を求められる場合の家計収入レベル( £ 33,533 )を示している。ただし、学生は学生生活ローンを利用することができる。

次に表は、生活ローンの提供額のなかで家計収入に応じた 25% の貢献を求められる場合の家計収入を示している。ただし、生活ローンのうち 25% の貢献を求められる収入レベルは居住状況によって異なる（ロンドン、ロンドン以外、親と同居）。学生は生活ローンのうち 75%

を提供される。

p 3 1

例えば、ロンドン居住の学生が一年間分の生活ローンを利用する場合、家計収入が £ 48,165 であるなら、家計貢献分は £ 2,740 である。学生が国立大学で就学しているなら、この家計貢献分 £ 2,740 の内訳は、£ 1,200 ( 授業料全額納入分 ) と £ 1,540 ( £ 6,170 のロンドン居住者生活ローンの 25% ) である。

#### 家計貢献分 旧システム学生

家計貢献分の対象	一年間 ( 最終学年以外 )		一年間 ( 最終学年 )	
	家計の手取り収入	家計貢献分	家計の手取り収入	家計貢献分
授業料のみ	£ 33,533	£ 1,200	£ 33,533	£ 1,200
授業料 + 学生生活 ローンの 25%				
ロンドン居住	£ 48,165	£ 2,740	£ 46,880	£ 2,605
ロンドン以外	£ 43,985	£ 2,300	£ 43,223	£ 2,220
親と同居	£ 41,655	£ 2,055	£ 40,848	£ 1,970

p 3 2

#### 新システム学生に関連する家計貢献分

LA (あるいは SLC) はまず新システム学生の両親の ( 税金と国民保険料を控除した ) 手取り収入から、以下の手当を除外する :

- 両親の個人年金・勤労者用企業年金 ( payments into an employer ' s pension scheme that qualify for tax relief )
- £ 1,050 ( 扶養の対象となる子供をもつ場合 )
- £ 1,050 ( 両親自身が学生の場合 )

こうして、両親の手取り収入から該当する収入を除外した後、学生の収入と足し合わせ、家計収入を算定する。算定額によって以下に示す家計貢献分が決定される :

家計収入	家計貢献分
£ 37,900 以下	無
£ 37,900 より上	£ 9.50 の家計収入の上昇につき £ 1 の貢献分増加。例えば、家計収入が £ 45,000 であるなら、貢献分は £ 747 である。

以下の表は、学生生活ローンの全額を利用できる収入レベルの例とローンの 75% だけを提

供される収入レベルの例を示している。

支援がカバーする範囲	一年間（最終学年以外）		一年間（最終学年）	
	家計の手取り収入	家計貢献分	家計の手取り収入	家計貢献分
生活ローン全額 （最終学年：生活ローンの上限）	£ 37,426 £ 37,900	無	£ 37,426 £ 37,900	無
親と同居せずロンドンで就学：生活ローンの75%	£ 52,530	£ 1,540	£ 51,248	£ 1,405
親と同居せずロンドン以外で就学：生活ローンの75%	£ 48,165	£ 2,740	£ 46,880	£ 2,605
親と同居：生活ローンの75%	£ 43,985	£ 2,300	£ 43,223	£ 2,220
親と同居	£ 41,655	£ 2,055	£ 40,848	£ 1,970

# Information for Commonwealth Supported Students 2006

## Australian Government Department of Education, Science and Training (DEST)

### 序

2006年度において、高等教育機関での就学を予定しており、進学先の高等教育機関によってコモンウェルス(オーストラリア)補助の対象となるべきだと助言された学生は、この冊子に目を通すべきである。

コモンウェルス補助の対象ではないが、授業料免除を受けている学生は「授業料補助(FEE HELP)インフォメーション2006」に目を通すべきである。

注意：教育・科学・訓練省(DEST)はこの冊子に記載されている情報が、「高等教育補助法2003」、「高等教育資金提供法1988」、「高等教育補助法変更・修正条項2003」、及びこれらに関連する規定と矛盾が無いように注意を払ってはいる。しかし、後に矛盾が指摘される可能性もあるし、議会が関連法令を変更する可能性もあるが、そうした場合には常に法令が優先される。

### 覚えておくべき期日・調査日(census dates)

高等教育機関は提供するそれぞれのコースについての調査日を定める事が要求されている。調査日はコモンウェルス補助となっている学生にとって以下に示す事柄と関連した日となる。

- 登録履修科目の学生就学資格(Student Learning Entitlement)が失効する期日(セクション2.7参照)
- 登録履修科目の費用に対する学生貢献分の支払い義務発生日
- 登録履修科目に対してヘックスヘルプローン(HECS-HELP loan)を利用していれば、ヘックスヘルプ負債(HECS-HELP debt)の発生日

また、調査日当日かその前までに、コモンウェルス補助適正資格を確実にするために、学生は以下に事項についての責任を負う。

- 「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームを完成させ提出
- 学生貢献分のうち既に支払い義務が発生しているものについての支払完了

高等教育機関によっては、フォーム提出と支払い日に関して調査日よりも早い独自の期日を設定している場合もあるので、該当機関に必ず問い合わせる事。期日の厳守は学生の責任

であって期日を守れない場合、機関によっては遅延金の支払いを要求したり、コモンウェルス補助学生としての登録を取り消す可能性もある。

P 1

## 1. コモンウェルス補助定員 (Commonwealth supported places) の概要

### 1.1. コモンウェルス補助定員とは

コモンウェルス補助定員とは、オーストラリア政府による就学補助の適用を受ける高等教育機関の学生である。毎年、政府は補助定員となれる学生数をそれぞれの高等教育機関に割り当てる。

コモンウェルス補助資格要求を満たし (セクション 2.1 参照) かつコモンウェルス補助の対象となっている履修科目に登録している学生は、コモンウェルス補助学生である。コモンウェルス補助学生として履修登録をされると、「学生貢献分」に基づいて就学費用の費用負担を求められる。就学先の高等教育機関が学生貢献分を決定するが、学生貢献分は政府によって定められた上限額を超える事はない。学生貢献分が全く発生しない履修科目もある。ヘックスヘルプが学生貢献分のために利用可能であるかもしれない (セクション 3.4 参照)。

コモンウェルス補助学生として履修登録されなければ、就学先機関が定めた授業料の支払い義務を負うが、授業料支払い補助支援 (FEE-HELP assistance) の利用資格を得られる可能性もある。授業料支払い定員 (fee-paying places) や授業料補助についての詳しい情報は「授業料補助インフォメーション」を参照のこと。

### 1.2 コモンウェルス補助定員の運用管理責任機関

高等教育補助法 2003 に基づき、DEST、オーストラリア国税庁、及び高等教育機関がコモンウェルス補助定員の運用管理責任を負う。

p 2

### 1.3 コモンウェルス補助学生である事の利点

主な利点は：

- 政府が教育費に対して相当額の補助を行う
- 高等教育機関が学生に課す学生貢献分に対して政府が上限を設ける
- 学生貢献分に対してヘックスヘルプ支援が適用される場合がある
- コモンウェルス就学奨学金が利用できる場合がある
- 国外での就学に対して OS ヘルプローンの利用が可能な場合がある

コモンウェルス就学奨学金及び OS ヘルプローンに関する詳細は、各高等教育機関が DEST のホームページで確認できる。

#### 1.4 コモンウェルス補助定員への応募方法

コモンウェルス補助定員への応募は高等教育進学センター (tertiary admissions center: TAC)を通じてなされるのが一般的であるが、高等教育機関を通しての応募という場合もあるので、進学先の高等教育機関に問い合わせる事。

学生が適正資格有と判断されれば、学生本人の専攻希望内で提供可能なコモンウェルス補助定員の紹介を TAC または高等教育機関が学生に提供する。学生は、この冊子や「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」を含む登録用パッケージを受け取る。

#### 1.5 コモンウェルス補助を拒否する場合

ある履修登録科目に関してコモンウェルス補助の拒否を希望する学生は、高等教育機関の担当者にその旨を文書によって該当する履修登録科目の「調査日」当日かその前までに、どの履修単位に対する補助を拒否するのかを通知しなければならない。

p 3

#### 1.6 CHESSN とは

コモンウェルス補助学生となった学生は各々、コモンウェルス高等教育学生支援番号 (CHESSN) を与えられる。CHESSN によって、高等教育機関や政府は個々の学生に関する学生就学資格、ヘックスヘルプ支援、そして高等教育就学における他の支援の運用管理を行う。

#### 1.7 CHESSN の取得方法

進学手続きの一環として、TAC あるいは進学先高等教育機関によって各々の学生に CHESSN が割り振られる。高等教育機関あるいは TAC は、学生からの入学願書を受け取ると、CHESSN の割り当てとコモンウェルス関連の支援提供の手続き処理の為に、学生本人の個人情報を政府 (DEST 及びオーストラリア国税庁) に提供することに同意するか否かの意思確認を学生に対して行う。

個人情報の取り扱いについては法規制に従う事が求められているし、高等教育機関や政府が情報を不適切に扱った場合には厳格な罰則が課せられる。

p 4

## 2 . コモンウェルス補助定員の適正資格

## 2.1 コモンウェルス補助に関する適格判断

コモンウェルス補助の適格性判断のうち、主な要因は以下である：

「調査日」当日か当日前までに履修登録をしており、「調査日」の最終日まで登録を継続している（セクション 2.2 参照）

- 必用事項を記入した「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」を「調査日」当日か当日までに就学する高等教育機関に提出している
- 市民権か在留民資格の要求を満たしている（セクション 2.4）
- 履修登録コースの為の十分な学生就学資格を有している（履修登録コースが、該当する職業経験を積むことを目的としている場合はこの限りではない）（セクション 2.5 2.11 参照）

コモンウェルス補助定員に対する適格認定は定員の提供を保証するものではない。高等教育機関は学生の学力を基本としてコモンウェルス補助定員を割り振ることになっており、学生に対して定員提供の可/不可を文書で通知しなければならない。この通知を受け取らない限り、学生はコモンウェルス補助学生とは認められない（補助定員は特定の履修単位のみに対応する場合もあるし、専攻コースの履修要求単位すべてに対応する場合もある）。ある履修登録科目に関してコモンウェルス補助の拒否を希望する学生は、高等教育機関の担当者による旨を文書によって該当する履修科目に対応した「調査日」当日かその前までに、どの履修単位に対する補助を拒否するのかを通知しなければならない。

p 5

## 2.2 調査日

高等教育機関は提供する全ての履修登録科目に対して「調査日」を指定する事を義務付けられおり、「調査日」はそれぞれの履修登録科目の提供期間の少なくとも 20%以上の時点で設定しなければならない。コモンウェルス補助学生にとって「調査日」は以下のような意味を持つ：

- 登録履修科目の学生就学資格（Student Learning Entitlement）が失効する期日（セクション 2.7 参照）となる
- 登録履修科目の費用に対する学生貢献分の支払い義務発生日となる
- 登録履修科目に対してヘックスヘルプローン（HECS-HELP loan）を利用していれば、ヘックスヘルプ負債（HECS-HELP debt）の発生日となる

第 3 の点は、学生がある科目の「調査日」より後でその科目の履修登録を取り消して履修登録科目を結局履修完了しなかったとしても、適応される。

また、調査日当日かその前までに、コモンウェルス補助適正資格を確実にするために、学生は以下に事項についての責任を負う。



- 「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームを完成させ提出
- 学生貢献分のうち既に支払い義務が発生しているものについての支払完了

「調査日」の延期は不可能である。

高等教育機関によっては、フォーム提出と支払い日に関して調査日より早い独自の期日を設定している場合もあるので、該当機関に必ず問い合わせる事。期日の厳守は学生の責任であって期日を守れない場合、機関によっては遅延金の支払いを要求したり、コモンウェルス補助学生としての登録を取り消す可能性もある。

p 6

### 2.3 「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォーム

フォームの完成と提出

コモンウェルス補助定員として登録された学生は、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームに必用事項を記入し提出する義務がある。提出は、コモンウェルス補助学生として登録してある専攻コースに関連する最初の履修登録科目に対する「調査日」（就学している高等教育機関によっては「調査日」より前）の当日か当日よりも前までになされなければならない。ヘックスヘルプを希望しない学生であっても、フォームの提出義務がある。提出を怠った場合、就学先の機関によっては、コモンウェルス補助学生としての登録を取り消す可能性もある。

#### どちらのフォームを提出するか

二種類の「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームがある。一つは進学してきた新入生のものであり、もう一つは2005年以前に進学してきた学生である「プレ2005ヘックス生」の為のフォームである（注B参照）。2005年の時点でこのいずれかのフォームを提出しているなら、新たに提出する必要はない。

「プレ2005ヘックス生」であって、2005年以前に就学を開始した専攻コースで引き続き履修登録科目を持っているなら、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い・プレ2005フォーム」を新たに完成させ、2006年の最初の履修登録科目に対する「調査日」（就学している高等教育機関によっては「調査日」より前）の当日か当日よりも前までに提出しなければならない。

提出を怠った場合、就学先の機関によっては、コモンウェルス補助学生としての登録を取り消す可能性もある。

ただし、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い・プレ 2005 フォーム」を既に 2005 年に提出しているなら、2006 年に再度提出する義務はない。

p 7

#### 納税者番号 (tax title number: TFN)

ヘックスヘルプ支援の適格認定をうけた学生が：

- 学生貢献分の一部あるいは全部の支払いの為にヘックスヘルプローンの利用を希望する場合
- 学生貢献分の支払いを継続しているが、将来において「調査日」当日か当日前までに万が一支払いが出来なくなった場合でも、ヘックスヘルプローンを利用できるようにしておくことを希望する場合

TFN を提供しなければならない。「調査日」(高等教育機関によっては公式の「調査日」以前)当日か当日前までに学生貢献分の支払いを済ませておらず、TFN を「調査日」の当日か当日前までに TFN を提供していない場合には、高等教育機関がその当該学生に対してコモンウェルス補助学生としての登録を取り消す。

#### 専攻コースの変更

専攻コースを変更した場合には、新たに「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームを提出する必要がある。この義務を怠った学生に対して、就学先の機関によっては、コモンウェルス補助学生としての登録を取り消す可能性もある。

p 8

#### 2.4 市民権および在留民資格

学生は

- オーストラリア市民であるか
- ニュージーランド市民であって、専攻コースでの就学期間中オーストラリアの在留民資格要求を満たしている人物か
- 永久ビザ保持者で、専攻コースでの就学期間中オーストラリアの在留民資格要求を満たしている人物

のいずれかでなければならない。

#### 2.5 学生就学資格 (SLE)

学生就学資格 (SLE) において用いられる数量基準はフルタイム学生ワークロード (equivalent full-time student load: EFTSL) である。フルタイム学生ワークロード (EFTSL) とは専攻コースのフルタイム学生についての標準的な学習量 (履修科目登録)

を示している。各々の高等教育機関は提供する専攻コース毎の EFTSL を定めることになっている。コモンウェルス補助の対象となる為には、学生は本人の専攻に規定された EFTSL 以上の SLE を保持しなければならない。

## 2.6 学生就学資格 (SLE) の割当量

学生の総 SLE は「一般 (ordinary)」、 「追加 (additional)」、 および「生涯 (lifelong)」の各 SLE から構成される。コモンウェルス補助学生として 2005 年 1 月以降に就学した場合 SLE を消費したとみなされる。2005 年以前でのいかなる就学も SLE に影響することはない。

p 9

### 「一般 (ordinary)」 SLE

すべてのオーストラリア人学生、およびニュージーランド人と永久ビザ保持者は、7フルタイム学生ワークロード (EFTSL) を割り当てられる。これを「一般」 SLE と呼び、7年間フルタイム学生として履修科目登録した場合の標準的な学習量に相当する。

例：7 EFTSL を割り当てられて、通常のフルタイム学生の半分のペースで就学している場合なら、14 年間コモンウェルス補助学生として学習を継続できる。

### 「追加 (additional)」 SLE

コモンウェルス補助学生として、少なくとも一つの専攻コースを終了するために通常分である「一般」 SLE を超えて追加の SLE を割り当てられる可能性がある。この追加分を「追加」 SLE と呼ぶ。「追加」 SLE を割り当てられる為には、コモンウェルス補助の対象となっていることに加え、下記に示す専攻コースに関する規定がある：

- フルタイムで就学した場合に終了まで 6 年以上を要する学資課程コースに登録している。この種の学生は「一般」と「追加」の SLE によって 6 年間のフルタイム就学をカバーすることが十分可能であり、更に 1 年分の「追加」 SLE 提供の用意がある。
- オナーズ (榮譽) コース (honours course) か、大学院進学学士課程 (graduate entry bachelor degree) あるいは大学院卒業後コース (postgraduate course) のいずれかに登録している。当該コース終了に必要な「追加」 SLE が付与される。
- 高等教育機関によって学生の専攻コース終了の為に更なる履修科目追加要求がなされた場合。要求によって生じたものを終了するのに必要な「追加」 SLE が付与される。

ただし、学生が現在登録中以外のコースを過去に専攻しており、それに対して「追加」の SLE が付与され、学生がそれを使用した場合、その使用した分の SLE は今回付与される「追加」 SLE から削除される。

p 1 0

**例：**法律とエンジニアリングのダブル専攻をしているコモンウェルス補助学生のトビーを仮定する。フルタイム学生として通常予想されるトビーの就学期間は 7 年間である。トビーは過去において「追加」SLE を現在以外の専攻コースの為に一切利用していないものとする。

トビーは 8EFTSL を付与される。つまり、「一般」SLE での 7 年と「追加」SLE の 1 年でトータル 8 年である。

「追加」SLE は利用対象が特定された SLE であって、当該の専攻コース以外には利用することが禁じられている。また、「追加」SLE が消費されるのは「一般」SLE が消費されてなくなった後である。

**例：**フランチェスカは商業の学士課程に在学中であり、これまでに「一般」SLE の 3 EFTSL を利用した。その後、商業の課程と関連したオナーズ（榮譽）コースにコモンウェルス補助学生として登録しなおした。関連分野のオナーズ登録の結果として、彼女は 1 年の「追加」SLE を付与された。

その後、彼女は 1 EFTSL を利用しただけで彼女の就学を終了させ卒業した。つまり、彼女の利用した SLE は「一般」SLE のみであり、その「一般」SLE の中に 3 EFTSL も未利用の EFTSL が残っている。彼女の場合、「一般」SLE だけで登録課程を修了することが可能であったので、付与された「追加」SLE は剥奪される。「追加」SLE は利用対象が特定されている為、「追加」された SLE を他の専攻コースでの就学のために利用することは出来ない。

### 「生涯 (lifelong)」SLE

生涯学習推進の為に、SLE の適用資格を認められた個人には「生涯」SLE が付与される。

- 2005 年 1 月 1 日の時点で 20 歳かそれ以上であれば、2012 年に「生涯」SLE が付与される。
- 2005 年 1 月 1 日の時点で 20 歳未満である場合、27 才の誕生日を迎える年の 1 月 1 日に「生涯」SLE が付与される。

提供される「生涯」SLE は、初年度において 1 EFTSL であり、その後の 1 月 1 日毎に 0.25EFTSL が付与される。

## 2.7 SLE の利用

SLE の利用が確定されるのは、コモンウェルス補助学生として登録している専攻コースの「調査日」当日である。「調査日」において手持ちの SLE は登録専攻コースの終了に必要な分だけ削減される。専攻コースの終了に十分な SLE を保持していれば、SLE の種類に対する制限はない。

例：オマーは終了までに 0.125EFTSL を必要とする専攻に登録した。登録時において彼のトータル SLE は 1.025EFTSL であった。その内訳は：

0.025EFTSL の「一般」SLE（彼は過去における専攻コース終了の為 6.975EFTSL の「一般」SLE を利用していた）

1EFTSL の「追加」SLE を新たに今回登録した専攻コースにより付記された

彼は、必要十分な SLE を保持しているので、コモンウェルス補助学生として就学することが出来る。この専攻終了までに、彼は「一般」SLE を使い果たし、0.1EFTSL の「追加」SLE を利用することになる。

## 2.8 利用済み SLE

登録専攻コースの「調査日」から 28 日以内に、高等教育機関は学生にコモンウェルス支援通知（Commonwealth Assistance Notice: CAN）を送付する。CAN には利用済みの SLE が記載されている。CAN が誤っていると思う場合は、CAN 受領後 14 日以内に、文書でその旨を高等教育機関の担当まで知らせること。

## 2.9 SLE の利用状況

SLE の利用状況を記録しておくのは学生の責任であるが、コモンウェルス高等教育学生支援番号（CHESSN）によって DEST によって管理されたウェブ上で SLE の利用状況を調べることが出来る。

## 2.10 就学終了前に SLE を利用しつくした場合

就学期間中に SLE がなくなってしまった場合には、コモンウェルス補助対象から除外される。高等教育機関は授業料支払い定員に当該学生を再登録することかもしれないが、再登録は高等教育機関の義務ではない。授業料支払い定員の再登録がなされると、就学に対する授業料の支払い義務が発生する。ただし、授業料支払い補助ローン（FEE-HELP loan）の利用が認められる場合もある。

## 2.11 高等教育機関の変更

コモンウェルス補助学生として高等教育機関の変更は可能である。ただし、編入先の機関が履修科目要求に十分なだけの SLE を保持していない場合は、編入先でコモンウェルス学生として認められないので、編入はできない。編入先でコモンウェルス補助の対象から除外されることを希望するなら、その旨を高等教育機関の担当に対して文書で「調査日」までに通知しなければならない。

p 1 3

保持している SLE に関して責任があるのは学生である。編入先の機関に対して必要な事柄を通知しなかったり、編入先が要求する終了要件を満たす SLE を保持していない場合には、コモンウェルス補助学生としての編入はキャンセルされる。

### 3 . 授業料支払い

#### 3.1 オーストラリア政府の貢献分

政府の授業料負担分は専攻コースが属する補助分類（クラスター）と専攻コース毎に定められたウェイト（専攻コースの EFTSL に等しい）によって決定される。政府による貢献分は高等教育機関に直接提供される。下のテーブル 1 は 2006 年における 1 単位 EFTSL に対する政府貢献分を示している。

p 1 4

Table 1 : 単位 EFTSL あたりの政府貢献分 (2006 年度)	
補助分類	政府貢献分 ( \$ )
法律	1,499
会計、ビジネス管理、経済、商業	2,466
人文学	4,156
数学、統計	4,908
行動科学、社会研究	6,598
コンピューター、環境、保健	7,349
外国語、芸術	9,037
エンジニアリング、科学、社会調査 ( surveying )	12,232
歯学、医学、獣医学	15,332
農業	16,299
教育	7,251
看護	9,692

#### 3.2 学生貢献分

高等教育機関は各々の専攻コースに対する学生の貢献分を、政府が各専攻の為に設けた上

限を超えない範囲で決定する。各専攻の範囲は当該の専攻が属する学生貢献バンド ( student contribution band ) の種類によって異なる。

学生貢献分は専攻コース毎に定められたウェイト(専攻コースの EFTSL に等しい)によっても左右される。

学生貢献分はまた学生の就学開始時期によっても異なる。プレ 2005 ヘックス生に対して高等教育機関が請求できる授業料は、ヘックスが全く変化しなかったと仮定した場合に 2006 年度における当該学生のヘックスレイト ( HECS rate ) 以上にはならない。

p 1 5

下のテーブル 2 は、2005 年 1 月 1 日以降に就学を開始した学生とプレ 2005 ヘックス生に対する学生貢献バンドと各バンドに対応する 2006 年度の EFTSL の範囲を示している。

学生貢献バンド	学生 貢 献 範 囲 ( 2005 年 1 月 1 日 当日か以降に就学 を開始した学生 )	学 生 貢 献 範 囲 ( 1997 年 1 月 1 日 当日か以降に就学 を開始したプレ 2005 ヘックス生 )	学 生 貢 献 範 囲 ( 1997 年 1 月 1 日 以前に就学を開始 したプレ 2005 ヘ ックス生 )
バンド 3 : 法律、歯学、医学、獣医	\$ 0 \$ 8,170	\$ 0 \$ 6,535	\$ 0 \$ 2,943
バンド 2 : 会計、ビジネス管理、経済、 商業、数学、統計、コンピ ューター、環境、保健、エ ンジニアリング、科学、社 会調査、農業	\$ 0 \$ 6,979	\$ 0 \$ 5,583	\$ 0 \$ 2,943
バンド 1 : 人文、行動科学、社会研究、 外国語、芸術	\$ 0 \$ 4,899	\$ 0 \$ 3,920	\$ 0 \$ 2,943
特別優先分野 : 教育、看護	\$ 0 \$ 3,920	\$ 0 \$ 3,920	\$ 0 \$ 2,943

p 1 6

学生は、自身の専攻コースに対する学生貢献分がどの程度であるか高等教育機関に問い合

わせる必要がある。

例：2006年に学芸課程の学士号取得コースで就学を始めたおきは、歴史A01に登録をした。彼女の通う大学では学芸課程の1単位あたりのEHFTSは\$4,000であって、歴史A01のEFTSLは0.125である。従って、彼女の歴史A01に対する学生貢献分は：

$$0.125 * \$4,000 = \$500$$

### 3.3 学生貢献分算定額のチェック

「調査日」が過ぎると、高等教育機関からコモンウェルス支援通知（Commonwealth Assistance Notice: CAN）が送られてくる。CANには、当該学生の学生貢献分や、コモンウェルス補助学生として登録している専攻コースの為に利用された学生就学資格（SLE）の使用量が記載されている。CANが誤っていると思う場合は、CAN受領後14日以内に、文書でその旨を高等教育機関の担当まで知らせること。

### 3.4 学生貢献分の支払い方法

次ページのチャートは学生貢献分の納入方法を示している。市民権や在留民資格の違いによって納入方法を選ぶ事になる。

p 18

オーストラリア市民及び永久人道ビザ（permanent humanitarian visa）の保持者  
オーストラリアに市民であるか、あるいは永久人道ビザ（permanent humanitarian visa）の保持者はヘックスヘルプ支援を受けられる。ヘックスヘルプ支援によって、学生貢献分の全額あるいは一部に対するヘックスヘルプローンの利用が可能となり、支払い状況によって20%の割引の対象となる。

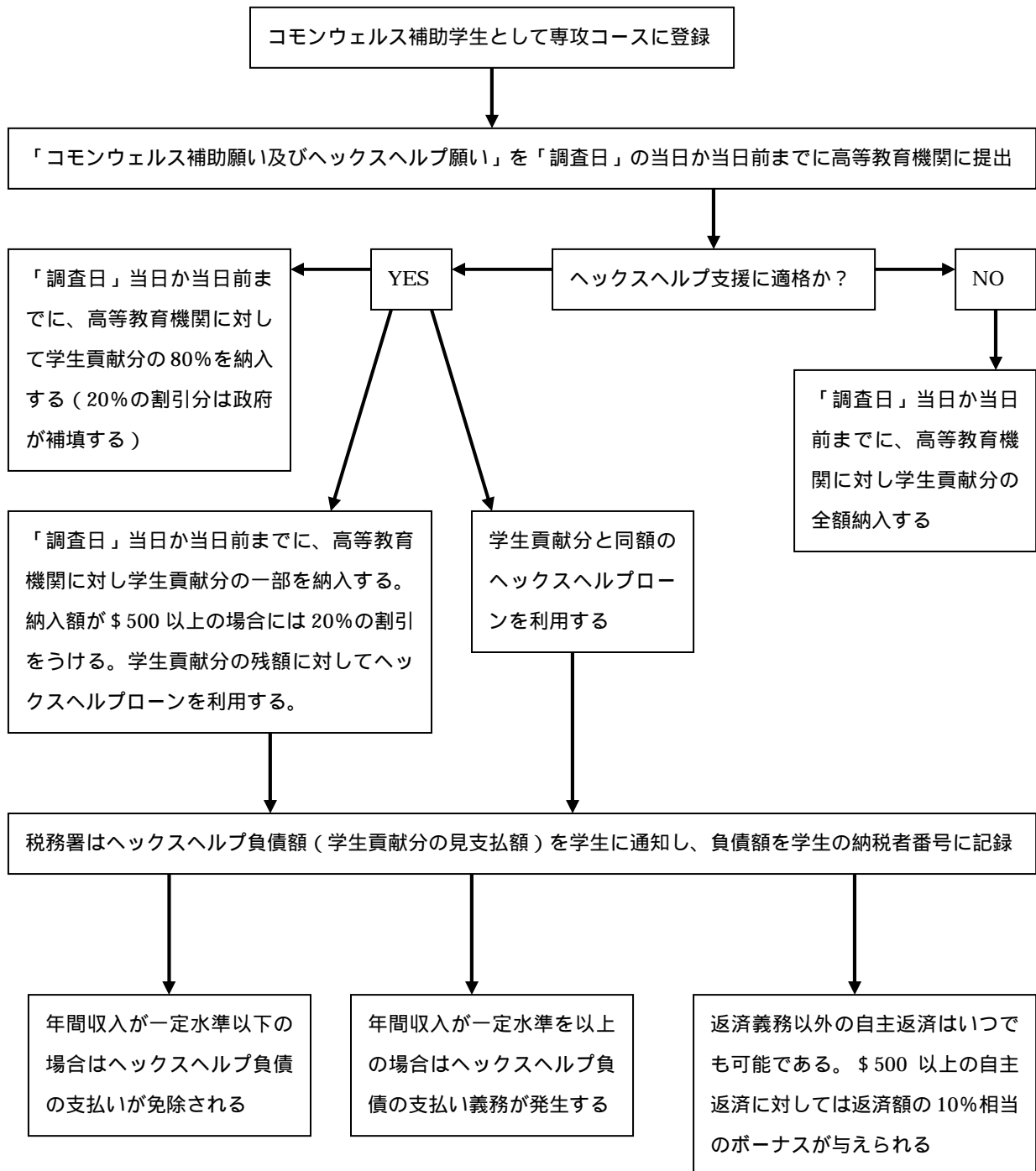
他の永久ビザ保持者及びニュージーランド市民

永久人道ビザ以外の永久ビザ保持者、及びニュージーランド市民は、「調査日」当日か当日よりも前（高等教育機関によっては公式の「調査日」よりも前）までに、学生貢献分を全額納入することが求められる。ヘックスヘルプ支援の対象とはならない。

ただし、高等教育機関がブレ2005ヘックス生であると認めた場合には、ヘックスヘルプ支援の対象となる。



学生貢献分の納入方法



## 4 . ヘックスヘルプ支援

### 4.1 ヘックスヘルプ支援の概要

ヘックスヘルプ支援の目的は、コモンウェルス補助学生として登録せれた専攻科目に対する学生貢献分の支払いを援助する事である。

大きく分けて、2種類のヘックスヘルプ支援が利用できる。

1. 学生貢献分の全額あるいは一部をカバーするヘックスヘルプローン。「返済収入」が返済義務基準以上になった時に初めて、ヘックスヘルプローンに対する負債の返済開始を求められる。
2. 「調査日」当日か当日前までに、学生貢献分の全額か少なくとも \$ 500 を納入した場合には、ヘックスヘルプディスカウントが適用される。

p 1 9

### 4.2 ヘックスヘルプの適格判断

ヘックスヘルプが適用される学生は：

- コモンウェルス補助学生として専攻科目に登録されている
- 市民権、あるいは在留民資格の要求を満たしている。つまり
  - オーストラリア市民である
  - 専攻科目の終了までオーストラリアに在住する予定の永久人道ビザ保持者
  - ニュージーランド市民か永久人道ビザ以外の永久ビザ保持者であって、プレ 2005 ヘックス生であるかヘックスに規定されていた市民権要求を満たすもの

p 2 0

ヘックスヘルプの適用を受ける為の他の要求事項

「調査日」当日か当日よりも前（高等教育機関によっては公式の「調査日」よりも前）までに、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームを提出する必要がある。

さらに、

- ヘックスヘルプローンを利用したければ、納税者番号（TFN）を提供すること
- 「調査日」当日か当日前までに、高等教育機関に対して学生貢献分の 80%を納入する（20%の割引分は政府が補填する）。すなわち 20%がヘックスヘルプディスカウントである

既にヘックスヘルプ、あるいはヘックスヘルプ負債を適用されている場合でもヘックスヘルプの適格性には影響を及ぼさない。

資産や収入レベルもヘックスヘルプの適格判断に影響を及ぼさない。ただし、収入レベル

はヘックスヘルプ負債の返済開始の時期を左右することになる。

#### 4.3 ヘックスヘルプの下での支払い方法

ヘックスヘルプの適格であれば、以下に示すいずれかの方法で支払いができる：

- コモンウェルス補助学生として登録した専攻科目の「調査日」当日か当日前までに、学生貢献分の 80%を納入する（20%の割引分は政府が補填する）
- 「調査日」当日か当日前までに、高等教育機関に対し学生貢献分の一部を納入する。納入額が \$ 500 以上の場合には 20%の割引をうける。学生貢献分の残額に対してヘックスヘルプローンを利用する。
- 学生貢献分と同額のヘックスヘルプローンを利用する

p 2 1

##### 学生貢献分の全額納入

全額納入を選択するなら、コモンウェルス補助学生として登録した専攻科目の「調査日」当日か当日前（高等教育機関によっては公式の「調査日」よりも前）までに、学生貢献分の 80%を納入すればよい。残りの 20%は政府が学生に代わり高等教育機関に支払う。

**例：**ヘックスヘルプを利用することになっているパブロは 2006 年 3 月 31 日が「調査日」である 4 科目に登録した。登録 4 科目の学生貢献分の総額は \$ 3,000 である。彼は全額納入を選択した為、3 月 31 日までに \$ 2,400 を就学先に機関に支払わなくてはならないが、残額の \$ 600 は政府が責任を持つ。

ヘックスヘルプローンを利用しないなら、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームに納税者番号（TFN）を記載する必要はない。ただし、TFN を提供する事は学生にとって一種のセイフティーネットの役割を果たす。というのは、仮に「調査日」当日か当日前（高等教育機関によっては公式の「調査日」よりも前）までに全額納入が不可能となった場合には、TFN を提供している学生は確実にヘックスヘルプローンを利用できるようになるからである。TFN を記載しなかった学生が「調査日」当日か当日前までに全額納入を怠った場合、高等教育機関はその学生のコモンウェルス補助学生としての登録をキャンセルしなければならない。また、「調査日」以降の全額納入を認めることは高等教育機関の責任ではない。

p 2 2

##### 学生貢献分の一部納入

学生貢献分の 80%未満しか納入しなかったケースは、「学生貢献分の一部納入」と呼ばれる。ただし、一部納入では「調査日」当日か当日前（高等教育機関によっては公式の「調査日」

よりも前)までになさなければならない。\$ 500 以上に達した一部納入には 20%の割引が適用される。学生の納入額に 1.25 を掛けることによって、実際に高等教育機関へ支払われる割引を含む一部納入額の算定ができる。そして学生貢献分から学生の納入額と割引額を控除したものがヘックスヘルプ負債となる。

例：ヘックスヘルプを利用することになっているイザベルは 2006 年 3 月 31 日が「調査日」である 4 科目に登録した。登録 4 科目の学生貢献分の総額は \$ 3,000 である。

「調査日」前までに、彼女は \$ 500 の一部納入を済ませた。この場合彼女の割引を含む一部納入額は：

$$\$ 500 * 1.25 = \$ 625$$

となる。従って彼女のヘックスヘルプ負債は：

$$\$ 3,000 - \$ 625 = \$ 2,375$$

オーストラリア政府は高等教育機関に対し「\$ 2,375」と「割引額(\$ 625 - \$ 500 = \$ 125)」の合計を支払う。イザベルは、卒業後彼女の収入が基準額以上にたった時点で、ヘックスヘルプ負債額である \$ 2,375 の政府に対する返済を求められる。

一部納入を選ぶ場合には、未納分に対してヘックスヘルプローンの適用が必要であるので、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームに納税者番号 (TFN) を記載しなければならない。記載のない学生は、該当専攻科目に対するコモンウェルス補助学生としての登録をキャンセルされる。

p 2 3

### ヘックスヘルプローン

学生貢献分の全額あるいは一部の支払いの為に、ヘックスヘルプローンの利用をするなら、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームに納税者番号 (TFN) を記載しなければならない。記載をせず、学生貢献分の 80%の納入を怠った学生は、該当専攻科目に対するコモンウェルス補助学生としての登録をキャンセルされる。

TFN の提供を拒んだ場合、あるいは「調査日」当日か当日前 (高等教育機関によっては公式の「調査日」よりも前)までに TFN の提供をしない場合には、ヘックスヘルプローンを利用することはできない。

#### 4.4 納入方法の変更

「調査日」当日か当日前までであれば、納入方法の変更は可能である。「コモンウェルス補

助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームに記載された納入方法はあくまで、「支払方法の予定」とみなされる。「調査日」当日か直前までになされた実際の納入に応じて、納入方法が決まる。つまり、実際の納入方法は「調査日」以降に決定される。

p 2 4

例えば、「コモンウェルス補助願い及びヘックスヘルプ願い」フォームでは学生貢献分の全額に対しヘックスヘルプローンの利用を選択したが、現在はある程度の納入を希望していたとしても、新たにフォームを提出する必要はない。単に、高等教育機関に「調査日」当日までに支払いを済ませればよいのである。

ただし、高等教育機関によっては、納入方法の変更に対して独自の規則を設けている場合もあるし、公式の「調査日」よりも前に独自の「調査日」を設定している機関もあるので、変更方法について就学先に問い合わせることは重要である。

## 5 . ヘックスヘルプ負債の返済

### 5.1 返済開始時期

2005 年以前にヘックスヘルプ負債が発生している学生

2005 年以前に登録した専攻科目に対する学生貢献分の納入をその時点でせず延期した場合、将来ヘックスヘルプ負債が発生することになる。つまり、「返済収入」が返済義務基準額以上になった時に負債の返済開始を求められる。

2005 年以前のこの負債も 2006 年 1 月 1 日までヘックスヘルプ負債と呼ばれるが、それ以降は高等教育ローンプログラム (HELP) に統合される。

p 2 5

### HELP 負債に関する情報

ヘックスヘルプ負債は 2006 年 1 月 1 日をもって HELP 負債に統合される。HELP 負債は、2005 年以前に発生した「ヘックスヘルプ負債」・「ヘックスヘルプ」・「授業料支払い補助」が「OS ヘルプローン」の全てを含む。

「返済収入」が返済義務基準額以上になるまで、HELP 負債の返済開始を求められることはない。2005・2006 年度における返済義務基準額は \$ 36,184 である。「返済収入」は当該年度の納税申告上の以下に示す全てが含まれる：

- 課税対象収入
- レンタルからの純損失
- 付加給付総額

- 非課税給与外収入

### 返済義務に関する例外

配偶者または扶養家族を持ち、かつ低所得者の為の医療課税に対する減額や医療課税免除を受けているなら、返済義務から除外される。

### 5.2 返済額の算定

「返済収入」が当該年度の返済義務基準額以上に達すると、算定された返済額が所得税報告書に記載され税務署から送付されてくる。返済義務基準額は平均週給の変動を考慮し毎年見直される。テーブル4は2005・2006年度の「返済収入」の分類とそれぞれに対応する返済割合を示している。

p 2 6

「返済収入」の範囲	「返済収入」に適応される割合
\$ 36,185 未満	ゼロ
\$ 36,185・\$ 40,306	4%
\$ 40,307・\$ 44,427	4.5%
\$ 44,428・\$ 46,762	5%
\$ 46,763・\$ 50,266	5.5%
\$ 50,267・\$ 54,439	6%
\$ 54,440・\$ 57,304	6.5%
\$ 57,305・\$ 63,062	7%
\$ 63,063・\$ 67,199	7.5%
\$ 67,200 以上	8%

返済額は「返済収入」の上昇と共に増えていく。返済額は学生本人の「返済収入」のみに基づいており、両親や配偶者の収入には影響されない。就学中であっても、「返済収入」が返済義務基準額を超えれば返済を開始しなければならない。

例：2005・2006年度におけるジョシュアの課税対象収入は\$ 40,420であった。納税申告において、\$ 1,250のレンタルからの純損失、\$ 3,560の付加給付総額、\$ 2,580の非課税給与外収入を申告した。彼の「返済収入」:

$$\$ 40,420 + \$ 1,250 + \$ 2,580 = \$ 47,810$$

従って彼の2005・2006年度における返済額は:

$$\$ 47,810 * 5.5\% = \$ 2,629.55$$

### 5.3 負債利率

負債には利子が課されない。HELP 負債は、消費者物価指数の生活費の変動に合わせて毎年6月1日に11ヶ月以上未払いであった分のみに限り見直されるのみである。例えば、2006年の1月から6月の間に未払いであった負債は2007年6月1日に見直され、HELP 負債となる。2006年の7月から12月の間の未払いであった負債はHELP 負債となるが、2008年の6月1日まで見直される事はない。

p 27

5.4 源泉徴収法 (pay as you go<PAYG>withholding) による負債返済を選択する場合  
給与所得や様々な年金からの収入がある場合、源泉徴収法による負債支払いを選択していると自動的に返済分が収入から天引きされる。収入から天引きされる側を「受取人 (payee)」と呼び、収入を渡す側を「支払人 (payer)」と呼ぶ。

源泉徴収法を選択しているなら、支払人に対して、納税者番号 (TFN) 上にヘックス負債あるいはHELP 負債が存在している事を通知しなければならない。通知を受けた支払人は受取人の週給が \$ 690 以上に達した場合 (2005・2006 年度) に、当該年度の支払い義務額相当の源泉徴収を開始する。

p 28

複数の支払人が存在する場合

複数の支払人から収入を得ている場合、受取人は夫々の支払人に対し負債がある事を通知しなければならない。2005・2006 年度において、支払人は受取人の週給が \$ 690 に達していない限り源泉徴収を開始する義務はない。しかし、複数の支払人からの総収入が週給 \$ 690 を超えたならば、支払義務額が税務署からの所得税報告書に記載される事になる。受取人が源泉徴収を希望するなら、「アップワード同意書」などの必用書類を記入し支払人に渡さなければならない。支払人に通知しなければ、所得税報告書を受け取った時点で当該年度の支払義務額を一括で支払うことが求められる。

一時的な給与収入

2005・2006 年度において、週給 \$ 690 以上の一時的な給与収入が発生しが、年間の「返済収入」が返済義務基準額未満であった場合には、源泉徴収をする必要はない。支払人に源泉徴収をして欲しくない場合には、税務署に電話連絡をすること。

支払義務からの除外

低所得者の為の医療課税に対する減額や医療課税免除を受けており、支払義務から除外さ

れている場合には、医療課税に関する請願書（Medical Levy Variation Declaration）に必用事項を記入し支払人に渡せば、支払人は当該年度の源泉徴収を停止する。

p 2 9

5.5 支払人である者の分割払いによる返済方法（pay as you go <PAYG>installments）  
PAYG 分割払いは、支払人の立場にある者の業務や事業収入に対する課税として機能する。税務署は、負債分を考慮に入れた分割金割合と分割量を支払人に通知する。

#### 5.6 疑問点に対する問い合わせ

所得税報告書に関して疑問点がある場合には、税務署に問い合わせること。税務署に問い合わせてもなお疑問点が解消しない場合には、税務副長官に修正の請願を提出する事ができる。

#### 5.7 返済義務額の納入に困難が生じた場合

返済義務額の支払が自身に深刻な問題を生じさせると信じるならば、延滞の請願を税務副長官に請願する事ができる。請願の可否は、税務副長官から文書によって通知される。

p 3 0

#### 5.8 返済義務額以外の自主返済

自主返済とは返済義務額に加えさらに自主的に税務署に納入する返済を意味する。自主返済はいつでもいくらからでも可能である。自主返済によってヘックスや HELP 債務は直ちに減額されるが、「返済収入」が返済義務基準額を上回っている限り債務を全額返済するまでは、返済義務額の納入はもとめられる。自主返済には複数の方法がある：

電算支払：

BPAY・BPAY サービスを提供している金融機関を利用しているなら、電話かインターネットバンキングによって自主返済を実行する事ができる。

直接送金・税務署の銀行口座に直接電子送金をする事が可能である。

p 3 1

郵送・窓口納入

郵送・小切手や為替を税務署に郵送する

窓口・オーストラリア郵便局のどの支店の窓口においても納入が可能である

p 3 2

#### 5.9 自主返済の利点

\$ 500 以上の自主返済をすると 10%の割戻金を得られる。つまり返済額の 10%分が返済者



の口座に預金される。

例：\$ 5,250 の債務を負っているティンカは \$ 2,500 の自主返済を行った。10%の割戻金として、彼女の自主返済の価値は総額 \$ 2,750 ( \$ 2,500 \* 1.10 ) となり、彼女の債務総額は \$ 2,500 ( \$ 5,250 - \$ 2,750 ) となった。つまり、彼女の割戻金は \$ 2,750 - \$ 2,500 = \$ 250 である。

総負債の全額を自習返済で納入する事を考慮しているのなら、納入全額は総負債額を 1.10 で割った額である。総負債額は \$ 500 未満であっても、自主返済で全額返済すれば 10%の割戻金を得られる。

p 3 3

負債が発生する前（つまり「調査日」の前）には自主返済をする事はできない。

#### 5.10 返済金は税控除の適用があるが

返済金は税控除の対象とはならない。ただし、「支払人 ( payer )」が「受取人 ( payee )」に代わって債務の返済を行う場合には税控除の対象となる可能性がある。

#### 5.11 死亡に際しての債務返済

債務者が死亡した場合、死亡日以前に関連している所得税報告書に記載された返済義務額は債務者の遺産から支払が求められるが、それ以外の負債残額はキャンセルされる。債務者の家族も財産管財人のどちらも、債務者のヘックス負債や HELP 負債の残額に対する返済義務はない。

#### 5.12 破産に際しての債務返済

債務者の破産は HELP ローンの返済義務には影響しないので、債務者は破産宣言していない場合と同様に返済義務を負う。

p 3 5

### 6 . 登録履修科目の登録取り消し、及び終了要件の不履行

#### 6.1 登録履修科目の登録取り消し

高等教育機関が定める登録科目の取り消しの手続きに従い、「調査日」当日か当日前までに手続きを完了することは、学生の責任であって、この場合には学生就学資格 ( SLE ) の利用はなく、また当該科目に対するヘックスヘルプ負債も発生しない。

「調査日」と「授業登録取り消し日」とは異なることに注意すべきである。「授業登録取り消し日」とは、ペナルティーを課されること無く（つまり落第を成績に表示されること無

く) 授業登録を取り消すことができる最終日であって、高等教育機関によって定められた期日である。

#### 登録履修科目の取り消し方法

登録科目の取り消しや登録コース全体の取り消しは、高等教育機関の中央学生課に「調査日」の当日か当日前までに文書で通知されなければならない。文書の郵送にかかる日数を考慮すること。複数の機関で科目登録をしている場合や、あるいは同じ機関で複数の科目を登録している場合は、各々の機関に取り消しの意思を文書で「調査日」当日か当日以前までに通知しなければならない。

#### 6.2 登録履修科目の登録取り消し後

「調査日」当日あるいは当日前までに手続きを完了した場合

学生就学資格(SLE)の利用はない為、当該科目に対する学生貢献分の納入義務はない。また、当該科目に対するヘックスヘルプローンの利用を申請していたとしても、ヘックスヘルプ負債の発生はともなわない。

「調査日」以降に手続きを完了した場合

当該科目に対する学生就学資格(SLE)の利用が発生し学生貢献分の納入義務がある。また、ヘックスヘルプローンの利用を申請していれば、ヘックスヘルプ負債が発生する。

深刻な病気や他の特別な状況での止むを得ない理由のから登録取り消しがなされるのであれば、高等教育機関に対してSLEを基に戻しヘックスヘルプ負債を取り除くように請求することができる。学生貢献分を「調査日」までに納入済みの場合でも、返還される。

p 37

#### 6.3 「学生就学資格(SLE)の回復と負債返済義務の免除」の申請

深刻な病気や他の特別な状況での止むを得ない理由のから、「調査日」以降に登録科目を終了する事なしに取り消しを行った場合には、高等教育機関に対してSLEを基に戻しヘックスヘルプ負債を取り除くように請求することができる。学生貢献分を「調査日」までに納入済みの場合でも、返還される。しかし、当該登録科目を終了しているなら、如何なる理由があろうとも、学生就学資格(SLE)の回復と負債返済義務の免除はできない。

#### 申請方法

第一に、高等教育機関の中央学生課に文書で「登録科目の取り消し」の意思を通知されなければならない。次に、深刻な病気や他の特別な状況での止むを得ない理由のからの取り消しであると信じるなら、SLEの回復申請を高等教育機関にする事になる。申請方法につ

いては、DEST や税務署ではなく該当の高等教育機関に問い合わせる事。

取り消し理由が SLE 回復が許可される特別な状況であったか否かの判断には以下に示す事柄が考慮される

状況は学生にコントロールできる範囲を超えていたか

その状況の学生に対する影響が「調査日」当日かそれ以降になるまで学生にとって明らかではなかったのか

その状況のために学生が登録を継続することに無理が発生しているのか

高等教育機関は SLE 回復許可の判断を下すに際し、高等教育補助法 2003 とそれに付随するガイドラインに従う。

p 3 8

申請期限

「学生就学資格 (SLE) の回復と負債返済義務の免除」の申請は「登録科目の取り消し日」から 12 ヶ月以内に高等教育機関に届け出られなくてはならない。登録科目取り消し日は取り消し手続きが完了した日であって、高等教育機関からの通知に記載されている。学生の特別な状況により 12 ヶ月以内の申請は困難であると高等教育機関が判断した場合には、申請期限は延長される事もある。

#### 6.4 登録履修科目の成績不振による未終了

登録科目の成績不振による落第の場合であっても、当該科目に対する学生就学資格 (SLE) の利用が発生し学生貢献分の納入義務がある。また、ヘックスヘルプローンの利用を申請していれば、ヘックスヘルプ負債が発生する。

#### 6.5 登録履修科目の授業に不参加の場合

授業への出席状況の如何によらず、正規の取り消して続きをせず「調査日」が過ぎるまで登録を継続している場合には、当該科目に対する学生就学資格 (SLE) の利用が発生し学生貢献分の納入義務がある。また、ヘックスヘルプローンの利用を申請していれば、ヘックスヘルプ負債が発生する。

## 各国調査の概要

### 1. アメリカ

#### 1.1. 調査メンバー

小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター助教授  
丸山文裕 国立大学財務・経営センター教授  
岩田弘三 武蔵野大学助教授  
前畑良幸 日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課課長補佐  
窪島幸枝 東京大学学生部生活支援課奨学チーム主任  
白川優治 早稲田大学大学院生

#### 1.2. 日程

平成 18 年 2 月 26 日(日) ~ 平成 18 年 3 月 3 日(金)

#### 1.3. 調査対象

Small, Daniel. Director. Office of Student Financial Assistance. George Washington University

King, Jacqueline E. Director. Center for Policy Analysis. American Council of Education, ACE.

Carroll, C. Dennis. Associate Commissioner. Postsecondary Studies Division. National Center for Education Statistics, NCES.

Redd, Kenneth E. Director of Research and Policy Analysis. National Association of Student Financial Aid Administrators, NASFAA..

Baum, Sandy. Senior Policy Analyst. CollegeBoard, CB. Professor of Economics. Skidmore College.

Farhat, Janine. Special Project Manager. CollegeBoard.

Blythe, Carol. Interim Director. CollegeBoard.

#### 1.4. 資料

CollegeBoard.

Baum, Sandy. *A Primer on Economics for Financial Aid Professionals.*

Baum, Sandy and Saul Schwartz. *How Much Debt Is Too Much? : Defining Benchmarks for Manageable Student Debt.*

*Connection to College Success Review: The Financial Aid Issue.*

その他

*George Washington University. 2005-2006 Loan Questionnaires*

*NASFAA.*

*Questions and Answers by Redd (mimeo)*

*ACE*

King, Jacqueline. E. *Status Report on the Federal Education Loan Programs*

*200.3*

King, Jacqueline. E. *Status Report on the Pell Grant Report 2003*

## 2. オーストラリア

### 2.1. 調査メンバー

小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター助教授

濱中義隆 大学評価・学位授与機構助教授，

堀清一郎 日本学生支援機構政策企画部総合計画課長

佐々木淳次 東京大学学生部学務課企画チーム係長

日下田岳史 東京大学大学院生

### 2.2. 日程

平成 18 年 3 月 14 日（火）から 3 月 19 日（日）

### 2.3. 調査対象

McInnis, Craig. Professor, Higher Education Policy Advisor, Office of the Deputy Vice-Chancellor, The University of Melbourne.

Mabotha, Neville. Manager, Coursework Programs, School of Medicine, The University of Melbourne.

Lopez, Vangie. Undergraduate Admissions Officer. School of Medicine, The University of Melbourne.

Norton, Andrew. Policy and Government Relations Advisor. Office of Vice-Chancellor. The University of Melbourne.

Jamil, Jimmy. Assistant Director. DEST.

Omme, van Kristie. Assistant Director. DEST.

Billingsley, Jason. Higher Education Unit. DEST.

Corwall, Craig. . Higher Education Unit. DEST.

Bowditch, Terry. Higher Education Unit. DEST.

Fisher, Linda. Higher Education Unit. DEST.

## 2.4. 参考資料

- OECD *Country Report Australia* by McInnis. unpublished.
- Norton, Andrew. 2006. *HELPlless: How the FEE-HELP Loans System Lets Students Down and How to Fix it*. The Centre for Independent Studies.
- Chapman, Bruce. 2005. *Income Contingent Loans for Higher Education: International Reform. DISCUSSION PAPER* . The Australian National University, Centre for Economic Policy Research.
- DEST
- Australia's Higher Education Student Support Policy, Ppt
- Commonwealth Learning Scholarship
- Endeavour Program Ppt
- HECS-HELP, FEE-HELP, OS-HELP いずれも HP でダウンロード可能
- Information for Commonwealth Supported Students 2006.*
- Higher Education Report for the 2005 to 2006 Triennium.*
- Higher Education Report 2004-05.*
- Building University Diversity: Issue Paper.*
- Request for Commonwealth Support and HECS-HELP.*
- DEST homepage. Higher education summary.
- Going to uni.
- Commonwealth Learning Scholarships
- Commonwealth of Australia. Higher Education Support Act 2003.*
- Guidelines for Commonwealth Scholarships.

## 3. イギリス調査

### 3.1. 調査メンバー

小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター助教授  
芝田政之 国立大学財務・経営センター理事  
鈴木美智子 日本学生支援機構留学生事業部留学生事業計画課長  
神原信幸 日本学生支援機構留学生事業部留学生事業計画課主任  
中村実 東京大学学生部学務課企画チーム主任

### 3.2. 日程

平成 18 年 3 月 25 日 (土) ~ 4 月 1 日 (土)

### 3.3. 調査対象

DfES

Student Loan Company Limited, SLC, 100 Bothwell Street, GLASGOW. G2 7JD.

Office for Fair Access, OFFA, Northavon House, Coldharbour Lane, Bristol, BS16 1QD

Higher Education Financing Council of England, HEFCE.

London School of Economics

London South Bank University

Callendar, Clare, Professor, London South Bank University

### 3.4. 参考資料

Department for Education and Skills (DfES) home page

Higher Education

Higher Education Reform

*White Paper "The Future of Higher Education" 2003.*

*House of Commons Education and Skills Committee. 2003. The Future of Higher Education: Fifth Report of Session 2002-03.*

*The Future of Higher Education: Response to the Reform from the Education and Skills Committee, Fifth Report of Session 2002-03.*

*The Future of Higher Education: Commentary on Responses Received on the Higher Education White Paper and Paper on Widening Participation.*

*Widening Participation in Higher Education.*

*Moving toward a single combined grant for higher education*

*Higher Education Funding –International Comparisons*

*Why not a fixed fee?*

*Why not a Pure Graduate Tax?*

*Guidance Chapter 11 part 2 Withdrawals and Repeats.*

*Statutory Instruments 2004 No. 2473. Education, England The Student Fees (Approved Plans)(England) Regulations 2004.*

Student Support

FAQs

*Student Loans: A Guide to Terms and Conditions Guide for 04/05.* (最新版は

<http://www.dfes.gov.uk/studentssupport/uploads/0607%20purple%20book%20text.pdf>

Aimhigher

Student Loan Company

Student Finance Direct

Student Loans: A Guide to Terms and Conditions.

<http://www.dfes.gov.uk/studentsupport/uploads/ACF2FEE.pdf>  
Office of Fair Access (OFFA)  
Access Agreements  
HEFCE  
Aimhigher:guidance for submitting strategic plans 2006-08  
Review of widening participation research addressing the barriers to participation in higher education  
Changing Student Finances: Income, Expenditure and the Take-up of Student Loans Among Full- and Part-time Higher Education Students in 1998/9. By Claire Callender and Martin Kemp. South Bank University. RESEARCH REPORT RR213  
( [www.dfes.gov.uk/research/data/uploadfiles/RR213.PDF](http://www.dfes.gov.uk/research/data/uploadfiles/RR213.PDF) )  
Callender, C. 2003. Student Financial Support in Higher Education. In Tight, M. (ed.). *Access and Exclusion*. Vol. 2. Elsevier Science 127-158.  
HAZEL CHRISTIE & MOIRA MUNRO, Heriot-Watt University, UK  
The Logic of Loans: students' perceptions of the costs and benefits of the student loan  
*British Journal of Sociology of Education*, Vol. 24, No. 5, November 2003  
HAZEL CHRISTIE, MOIRA MUNRO & HEIDI RETTIG  
Accommodating Students  
*Journal of Youth Studies*, Vol. 5, No. 2, 2002  
Barr, Nicholas. 2001. Funding Higher Education: Policies for Access and Quality. House of Commons Education and Skills Committee.  
Pennell, Hazel, and Anne West. 2005. The Impact of Increased Fees and Participation in Higher Education in England. *Higher Education Quarterly*. Vol. 59, No. 2. 127-137.

## 4. ドイツ

### 4.1. 調査メンバー

吉川裕美子 大学評価・学位授与機構助教授

日程

平成 18 年 3 月 13 日 ( 月 ) から 3 月 24 日 ( 金 )  
( ただし当該事業による日程は 3 月 20 日 ( 月 ) まで )



#### 4.2. 調査対象

Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW) ドイツ復興金融公庫

Ms Angelika Kahlenborn 支援政策部長

Studentenwerk Bonn 学生福祉会 ボン支部

Ms Dorothee Postler 課長

Bundesministerium für Bildung und Forschung ドイツ連邦教育研究省

Mr. Andreas Schepers 教育訓練支援、立法担当（313課）課長

Deutsches Studentenwerk ドイツ学生福祉会

Mr. Achim Meyer auf der Heyde 事務総長

Mr. Bernhard Liebscher 法律問題・学費担当課長

Career Concept AG キャリア・コンセプト株式会社

Mr. Rolf C. Zipf 役員

### 5. スウェーデン

#### 5.1. 調査メンバー

矢野眞和 東京大学大学院教育学研究科教授

小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター助教授

島一則 国立大学財務・経営センター助教授

濱中義隆 大学評価・学位授与機構助教授

原麻衣子 東京大学学生部学務課企画チーム職員

上山晶弘 日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課係員

#### 5.2. 調査日程

平成18年10月2日（月）より10月9日（月）

#### 5.3. 訪問先

CSN ( Swedish National Board of Student Aid )

The Swedish National Agency for Higher Education

Student Office, Uppsala University

Student Union, Uppsala University

Student Office, Mitt University

#### 5.4. 資料

Swedish National Agency for Higher Education (2006). Swedish Universities and University

Colleges: Short Version of Annual Report 2006.

Swedish National Agency for Higher Education (2006). OECD Thematic Review of Tertiary Education: Country Background Report for Sweden.

## 6. 中国

### 6.1. 調査メンバー

小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター助教授

浦田広朗 麗澤大学教授

濱中義隆 大学評価・学位授与機構助教授

丸山正美 東京大学学生部学生生活支援課長

前畑良幸 日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課 課長補佐

王傑 お茶の水女子大学研究員

鮑威 北京大学ポストドクトリアル・フェロー

### 6.2. 調査日程

平成 18 年 10 月 30 日(月)から 11 月 5 日(日)

### 6.3. 調査対象

#### (1)教育部

学生資助管理センター(国家助學貸款担当)周春樹氏

財務部 (高等教育財務 国家奨学金・大学授業料政策担当者)何光彩氏

研究發展センター (研究員)韓民氏

#### (2)北京師範大学

杜育紅教授・袁連生教授・孫志軍副教授

洪成文 教授・国際交流部長

#### (3)北京大学

教育学院長 丁小浩教授

学生資助センター 楊愛民副教授

教育財政科学研究所 鮑威ポストドクトリアル

### 6.4. その他

平成 18 年 8 月 29 日 東京大学大学総合教育研究センターにて中国の 4 名の授業料・奨学金問題の研究者(華中師範大学 肖利宏助教授・同濟大学 陶小馬教授・上海財經大学 劉国永講師・北京師範大学 杜育紅教授)と意見交換を行った。

平成 18 年 9 月 11 日 文部科学省調査企画課外国調査係日暮トモ子氏より、中国の授業料と奨学金の現状について、レクチャーを受けた。

平成 19 年 1 月 19 日 東京大学大学総合教育研究センターにて、教育部より学生ローン調査を委託されて日本の学生ローンについて調査している北京大学教育財政研究所所長 王蓉教授と日中の学生ローンについて、意見交換を行った。

調査検討委員会委員名簿（五十音順）

職 名	氏 名
文部科学省高等教育局学生支援課課長補佐	阿部 正一
武蔵野大学助教授	岩田 弘三
麗澤大学教授	浦田 広朗
東京大学大学総合教育研究センター長	岡本 和夫
東京大学大学院教育学研究科長	金子 元久
新潟大学大学教育開発研究センター全学教育機構助教授	神原 信幸
日本学生支援機構政策企画部長	桑原 靖
東京大学助教授， 日本学生支援機構研究員	小林 雅之
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部二等書記官	齋藤 潔
聖心女子大学助教授	澤野 由紀子
日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課長	柴 正彦
国立大学財務・経営センター理事	芝田 政之
国立大学財務・経営センター助教授， 日本学生支援機構研究員	島 一則
華東師範大学 講師	徐 国興
日本学生支援機構留学生事業部留学生事業計画課長	鈴木 美智子
東京大学学生部学務課長	千明 賢治
日本学生支援機構総務部 総務課長	中村 浩之
共立女子大学家政学部助教授	西村 史子
文部科学省高等教育局学生支援課課長補佐	根来 恭子
大学評価・学位授与機構助教授， 日本学生支援機構研究員	濱中 義隆

職 名	氏 名
日本学生支援機構政策企画部総合計画課長	増子 則義
国立大学財務・経営センター教授	丸山 文裕
東京大学学生部生活支援課 課長	丸山 正美
文部科学省高等教育局審議官	村田 直樹
東京大学大学院教育学研究科教授	矢野 眞和
大学評価・学位授与機構助教授	吉川 裕美子
山口大学大学教育センター助教授	吉田 香奈
大学評価・学位授与機構助教授	米澤 彰純
東京大学学生部長	吉野 正巳

(注) は平成 18 年度新規委員， は所属変更の委員

作業委員会委員名簿（五十音順）

職 名	氏 名
上智大学総合人間科学研究科大学院生	石井 英里子
東京大学学生部学務課企画チーム職員	石川 真樹子
日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課係員	上山 晶弘
お茶の水女子大学大学院研究員	王 傑
日本学生支援機構政策企画部広報課課長補佐	太田 隆文
東京大学大学総合教育研究センター共同研究員	片山 英治
日本学生支援機構総務部人事課課長補佐	神田 佳和
東京大学学生部生活支援課奨学チーム主任	窪島 幸枝
日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課主任	小林 麻里子
東京大学学生部学務課企画チーム係長	佐々木 淳次
上智大学文学研究科大学院生	佐野 秀行

職 名	氏 名
早稲田大学教育・総合科学学術院 助手	白川 優治
東京大学学生部学務課副課長	関根 弘
日本学生支援機構奨学事業部奨学計画課係員	田中 みずき
日本学生支援機構総務部人事課付主任	土屋 加寿子
日本学生支援機構留学生事業部留学事業普及室主任	内藤 亜弥子
東京大学学生部生活支援課奨学チーム係長	橋爪 巖
東京大学学生部学務課企画チーム職員	原 麻衣子
東京大学教育学研究科大学院生	日下田 岳史
国際医療福祉大学小田原医療保健学部非常勤講師	藤森 宏明
北京大学教育科学院ポストドクトリアル	鮑 威
日本学術振興会研究員	朴澤 泰男
日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課課長補佐	前畑 良幸
日本学生支援機構留学生事業部留学情報普及室係員	森田 摂
東京大学教育学研究科大学院生	山岸 直司

(注) は平成 18 年度新規委員， は所属変更の委員

## 国際カンファレンスの概要

文部科学省先導的大学改革推進委託事業  
大学総合教育研究センター10周年記念国際シンポジウム

「高等教育の費用負担と学生支援の国際的動向 日本への示唆」

大学総合教育研究センターは、設立10周年を迎え、記念シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援の国際的動向 日本への示唆 (Worldwide Perspectives of Student Financial Assistance Policies: Searching Relevance to Future Policy Reform for Japanese Higher Education)」を、文部科学省先導的大学改革推進委託事業の一環として、12月6・8日に開催した。

まず、12月6日(水)は東京国際交流館国際交流会議場にて国際シンポジウムを開催した(主催:東京大学大学総合教育研究センター/後援:日本学生支援機構・日本高等教育学会)。



(1日目、シンポジウム。於:東京国際交流館)

高等教育は世界的に大転換の時代をむかえ、我が国でも、公財政の逼迫の中、今までにない多様な学生が学習できる制度が求められている。そうした状況下で授業料・奨学金を中心とした費用負担および学生支援制度の充実が求められる。本シンポジウムでは、これらの点に焦点づけ、各国の専門家を招き、各国の高等教育改革の状況をレポートするとともに、我が国の高等教育改革の道筋を探った。

おもな参加者は、クレア・カレンダー(ロンドン・サウスバンク大学教授(イギリス))、丁小浩(北京大学教授(中国))、沈紅(華中科学技術大学教授(中国))、D・ブルース・ジョンストン(ニューヨーク州立大学元総長(アメリカ))、クレイグ・マッキニス(メルボルン大学教授(広島大学高等教育研究開発センター客員教授)(オーストラリア))、アレックス・アッシャー(教育政策研

究所副所長(カナダ))、金子元久(東京大学教育学研究科長)、芝田政之(国立大学財務・経営センター理事)などである(参加者約130名)。

続く12月7日(木)には、本学においてシンポジウムで提出された問題についてラウンドテーブルを設け、議論を行った。前日の発表について、質疑応答の後、とりわけ日本における教育費の親負担の重さについて、学生本人負担にシフトすべきかが焦点となった。学生本人の負担が重くなれば、進学を断念する者が増加することが懸念され、現在の貸与制奨学金(ローン)だけでなく、新しく給付制奨学金(グラント)を創設する必要があるのではないか、あるいは授業料免除を増やすべきかについて、意見が交わされた。さらに、ローンの回収について、各国で普及しつつある所得連動型ローンを日本で採用するべきかについても、多くの意見が表明された。(参加者約45名)



(2日目、ラウンドテーブル。於:東京大学)

3日目(12月8日(金))には、さらに広く学外の高等教育研究者も参加して、各国の高等教育改革の動向について、報告とそれに基づく質疑応答と活発な討論がなされた。(参加者約30名)

(東京大学広報 No. 1350)

東京大学大学総合教育研究センター  
10周年記念シンポジウム  
招聘者および実行委員会名簿

氏名	所属・職名
招聘者	
クレア・カレンダー	ロンドン・サウスバンク大学教授
丁 小浩	北京大学教授
D・ブルース・ジョンストン	ニューヨーク州立大学元総長 メルボルン大学教授（広島大学高等教育研究開発センター客員教授）
クレイグ・マッキニス	華中科学技術大学教授
沈 紅	教育政策研究所副所長（カナダ）
アレックス・アッシャー	タンペレ大学准教授（国立大学財務・経営センター客員 研究員）
ティモ・ヨハネス・アーツ レヴァーラ	文部科学省高等教育局審議官
村田 直樹	日本学生支援機構理事
長谷川 裕恭	東京大学理事・副学長
古田 元夫	人間文化研究機構理事
大崎 仁	文部科学省国立大学法人支援課企画官
角田喜彦	文部科学省学生支援課長
村田善則	

実行委員

氏名	所属・職名
岩田 弘三	武蔵野大学 助教授
苑 復傑	メディア教育開発センター 教授
岡本 和夫	東京大学 教授・大学総合教育研究センター長
金子 元久	東京大学 教授・教育学研究科長
神原 信幸	新潟大学 特任助教授
桑原 靖	日本学生支援機構 政策企画部長
小林 雅之	東京大学 大学総合教育研究センター助教授
柴 正彦	日本学生支援機構政策企画部 政策調査研究課長
芝田 政之	国立大学財務・経営センター 理事
島 一則	国立大学財務・経営センター 助教授
徐 国興	華東師範大学 講師



氏名	所属・職名
鈴木 美智子	日本学生支援機構留学生事業部 留学生事業計画課長
千明 賢治	東京大学 学生部学務課長
中村 浩之	日本学生支援機構総務部 総務課長
西村 史子	共立女子大学 助教授
西森 年寿	東京大学大学総合教育研究センター客員助教授
根来 恭子	文部科学省高等教育局学生支援課 課長補佐
濱中 義隆	大学評価・学位授与機構 助教授
増子 則義	日本学生支援機構政策企画部 総合計画課長
丸山 文裕	国立大学財務・経営センター 教授
丸山 正美	東京大学 学生部生活支援課長
矢野 眞和	東京大学大学院 教授
吉川 裕美子	大学評価・学位授与機構 助教授
吉田 香奈	山口大学 助教授
米澤 彰純	大学評価・学位授与機構 助教授

#### 実行作業委員

氏名	所属・職名
石井 英里子	上智大学総合人間科学研究科 大学院生
石川 真樹子	東京大学 学生部学務課企画チーム 職員
伊藤 素江	上智大学文学研究科 大学院生
上山 晶弘	日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課 係員
王 傑	お茶の水女子大学 研究員
王 帥	東京大学教育学研究科 研究生
大多和 直樹	東京大学大学総合教育研究センター 助手
片山 英治	東京大学大学総合教育研究センター 共同研究員
神谷 真紀	東京大学大学総合教育研究センター 職員
金 愛花	東京大学 教育学研究科 大学院生
窪島 幸枝	東京大学学生部生活支援課奨学チーム 主任
黄 文哲	東京大学教育学研究科 研究生
小林 麻里子	日本学生支援機構 政策企画部 政策調査研究課 主任
佐々木 淳次	東京大学学生部学務課企画チーム 係長
佐藤 信子	東京大学大学総合教育研究センター 職員
佐野 秀行	上智大学文学研究科 大学院生
施 佩君	東京大学教育学研究科 大学院生

氏名	所属・職名
白川 優治	早稲田大学 総合教育・科学学術院 助手
関根 弘	東京大学学生部学務課 副課長
曹 燕	東京大学 教育学研究科 大学院生
武内 奈帆子	上智大学比較文化学部 学生
趙 甲実	東京大学教育学研究科 研究生
竇 心浩	東京大学教育学研究科 大学院生
原 麻衣子	東京大学学生部学務課企画子一ム 職員
日下田 岳史	東京大学教育学研究科 大学院生
藤森 宏明	国際医療福祉大学小田原医療保健学部 非常勤講師
朴澤 泰男	日本学術振興会 研究員
前畑 良幸	日本学生支援機構政策企画部政策調査研究課 課長補佐
両角 亜希子	東京大学大学総合教育研究センター 助手
山岸 直司	東京大学教育学研究科 大学院生
柳瀬 明康	上智大学大学院総合人間科学研究科 大学院生
山崎 慶子	東京大学 大学総合教育研究センター 職員
楊 卓冀	東京大学教育学研究科 研究生
劉 文君	東京大学 教育学研究科 研究員

文部科学省先導的大学改革推進委託事業  
諸外国における奨学制度に関する調査研究  
及び  
奨学金事業の社会的効果に関する調査研究

---

平成 19 年 3 月

発行所 東京大学大学教育研究センター  
東京都文京区本郷 7・3・1  
電話 (03) 5841・2390  
[www.he.u-tokyo.ac.jp](http://www.he.u-tokyo.ac.jp)

印刷所 よしみ工産株式会社  
北九州市戸畑区天神 1・1 3・5  
電話 (093) 882・1661

---